

分担研究報告書

地方公共団体の児童虐待死事例の検証結果における
再発防止策等の検討のための研究 (23DA1501)

地方公共団体の検証報告書の分析

研究分担者 白井 祐浩 九州産業大学
満下 健太 静岡大学
井出 智博 北海道大学

研究要旨

この研究の目的は、児童虐待に関連する死亡事例について、重大事例検証報告書（以下、検証報告書）から得られた課題や提言を分析し、再発防止に向けた知見を得ることである。まず、全体像を見るために分析可能な全ての検証報告書のデータを用いて事例概要に関するコーディングを基にした量的分析及び課題・提言の質的分析を行った。加えて、「新生児死亡事例」及び「保護歴のある事例」について質的分析も行った。

分析対象として、全体の分析では児童虐待に関連する 231 の事例の中で、電子テキスト化が可能だった 182 事例 (79. 22%) が選定され、その中でも課題の記述が含まれていた 176 事例 (76. 19%) を対象により詳細な分析を行った。また、その中で新生児死亡事例 (14 事例) 及び保護歴のある事例 (49 事例) を抜き出し、質的分析を行った。

全体の分析では、量的研究において検証報告書のコーディング・集計・分析を行うことで事例のパターンや傾向に関して一定の傾向を見出すことができ、質的研究では「関係機関の情報共有」「検討会議」「児童相談所の対応」など 7 つの典型的な課題と、「関係機関の連携」「会議開催」「児童相談所の対応」など 8 つの典型的な提言が示された。

新生児死亡事例の分析では、「児童相談所におけるリスクの認識」「医療機関における妊産婦健診受診状況の把握とそれに基づいた連携」「妊娠に関する窓口の強化」など 11 の課題が示され、「保護者との関係構築」「支援体制の構築」「保健、福祉、医療の連携強化」など 9 つの提言が示された。

保護歴のある事例の分析では、「児童相談所におけるアセスメントと必要な支援に関する情報の共有に関する課題」「世帯の状況把握と虐待可能性のアセスメントに関する課題」「家族状況の包括的把握によるリスクアセスメントに関する課題」など 13 の課題と「子どもと保護者に焦点を当てた虐待事例への地域支援体制の改善に関する提言」「情報共有と自治体・関係機関との連携協力の強化に関する提言」「児童相談所児童福祉司の専門性向上、及びスーパーバイズ体制整備」など 14 の提言が示された。

I. はじめに

厚生労働省は児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)の施行を機に、新聞報道や都道府県・指定都市の報告により厚生労働省が把握している虐待死亡事例についての調査を実施し、再発防止に向けた取り組みを整理して示した(厚生労働省、2004)¹。その後、平成 19 年(2007 年)に児童虐待防止法が改正され、子どもの心身に重大な影響を与えた児童虐待事例について、国や地方公共団体は事例の分析を行い、児童虐待防止のために必要な調査研究、検証を行うことが定められ、厚生労働省はこれに基づき、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(雇児総発第 0314002 号平成 20 年 3 月 14 日)において、検証の基本的な考え方や進め方を周知した。こうした状況を踏まえ、厚生労働省は社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会」(以下、検証委員会)を設置した。検証委員会は 2005 年に第 1 次報告書を公表して以降、現在(2024 年 2 月)までに第 19 次報告までを取りまとめ公表している。一連の報告書では各報告の対象期間に発生、あるいは表面化した重大事例、及び地方自治体で行われた検証を分析することを通して具体的な改善策が提言されてきた。平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「地方公共団体が行う子ども虐待事例の効果的な検証に関する研究(研究代表者:奥山眞紀子)」においてまとめられた『子ども虐待重大事例検証の手引き』も公表されており、指導事例を中心に各地で発生した重大事例についての検証が重ねられるようになっている。

こうした動きの中で、国内で発生した重大事例に関する複数の検証報告を分析することから共通する課題や教訓を見出そうとすることに取り組んだものも見ら

れる(表 1-1)。しかし、いずれも一定の期間に報告されたものを対象にしていたり、特定のテーマに沿った報告書を抽出したりするなど、網羅的な分析には至っていない。

そこで本研究ではまず、児童福祉法の改正により地方自治体での検証が責務となった 2008 年～2022 年の地方公共団体による検証報告書(都道府県、政令指定都市によるもの)を分析対象にして、①事例概要に関するコーディングを基に量的に分析をするとともに、②検証報告書の課題・提言の部分をテキストマイニングを用いて質的に分析することで、検証報告書に記載されている情報について全体的・統合的な視点を得ることを目的とする。

その上で、各論として「③新生児死亡事例」及び「④保護歴のある事例」について質的分析を行うことで、これらの事例の特徴について明らかにすることを目的とする。

¹ 児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について(平成 16 年 2 月 27 日)<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodo>

表 1-1 国内で発生した重大事例に関する検証の一覧

No	発行年	著者	書名・論題	概要	分析対象期間	分析対象事例数	書誌情報
1	2010	亀田徹	児童虐待事例の検証結果を再発防止に生かすには	地方公共団体による重大事例等検証報告（2008～2010：53事例）の内容、及びその報告書をまとめた自治体へのヒアリングを通して、重大事例等の防止に向けた改善策について検討した。	2008 ～ 2010	地方公共団体の検証報告：53	PHP Policy Review Vol.4-No.37, 1-11
2	2011	増沢高他	平成22年度研究報告書 児童虐待に関する文献研究児童虐待に関する文献研究 児童虐待重大事例の分析（第1報）	2000年から2006年までの間で、虐待によって死亡した事例の中で、数日、あるいは数週間にわたって継続的に報道されるような重大事件を取り上げ、事件に関連した文献や論説、事例の検証報告書等を収集し分析した。No.3, 9と関連した報告。	2000 ～ 2006	地方公共団体の検証報告他：11	https://www.crc-japan.net/research/
3	2012	増沢高他	平成23年度研究報告書 児童虐待に関する文献研究児童虐待に関する文献研究 児童虐待重大事例の分析（第2報）	2007年から2010年までの間で、虐待によって死亡した事例の中で、数日、あるいは数週間にわたって継続的に報道されるような重大事件を取り上げ、事件に関連した文献や論説、事例の検証報告書等を収集し分析した。No.2, 9と関連した報告。	2007 ～ 2010	地方公共団体の検証報告他：13	https://www.crc-japan.net/research/
4	2012	羽間京子他	学齢期児童虐待事例検証の再検討－死亡事例について－	地方公共団体による検証報告のうち、学齢期児童虐待死亡事例の分析を行い共通点を見出し、学校の対応についての検討を行った。	2009 ～ 2011	地方公共団体の検証報告：4	千葉大学教育学部研究紀要 60, 133-142.
5	2015	川崎二三彦	平成24・25年度研究報告書 児童虐待に関する文献研究児童虐待に関する文献研究 自治体による児童虐待死亡事例等検証報告書の分析自治体による児童虐待死亡事例等検証報告書の分析	地方公共団体による死亡事例の検証報告を基に、地方公共団体でどのような虐待死亡事例に対してどのような検証が行われているかといった自治体検証の実態を明らかにし、より適切な検証方法や虐待死wをなくしていくための効果的な方策を検討した。	2001 ～ 2011	地方公共団体の検証報告：142	https://www.crc-japan.net/research/
6	2019	PwCコンサルティング 合同会社	平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等に関する調査研究 事業報告書	検証委員会による第5～14次報告を基に0日死亡、無理心中等の事例を分析したことに加え、地方公共団体による重大事例検証報告（2013年度以降87冊）を基に事例の特徴、及び課題、提言の内容を分析した。	2007 ～ 2017	検証委員会による報告：946 地方公共団体の検証報告：87	https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000592946.pdf
7	2021	後藤翼他	子ども虐待による死亡事例の検証における児童相談所のケースワーク機能の再検証	検証委員会による第1～12次報告、及び平成20年度から28年度の地方公共団体による検証報告書のうち、心中以外の死亡事例を基にして、児童相談所のケースワーク機能に焦点化した分析、検証を行った。	2008 ～ 2016	検証委員会による報告：第1～12次 地方公共団体の検証報告：56（心中以外）	新潟医療福祉会誌 17（2）， 31-42
8	2021	宮里慶子	児童虐待予防教育の必要－死亡事例等検証報告書にみる言説－	2009年～2021年の地方公共団体の検証報告221件のうち、児童虐待予防教育に関する言説が認められた46件を対象として分析し、虐待予防教育の対象、内容を分析、考察した。	2009 ～ 2021	地方公共団体の検証報告：46	千里金蘭大学紀要 18, 1-12.
9	2023	増沢高他	2021年（令和3年）度研究報告書 子ども虐待に関する文献研究 児童虐待重大事例の分析 2010年～2020年（第1報）	2010年から2020年までの間で、虐待によって死亡した事例の中で、数日、あるいは数週間にわたって継続的に報道されるような重大事件を取り上げ、事件に関連した文献や論説、事例の検証報告書等を収集し分析した。No.2, 3と関連した報告。	2010 ～ 2020	地方公共団体の検証報告他：15	https://www.crc-japan.net/research/

Ⅱ. 検証報告書の量的分析

2-1. 目的

本研究では、地方公共団体による検証報告書について、そこからコード化可能な情報を抽出すると共に重大事例に共通して現れる特徴や傾向などを探索的に明らかにすることを目的としている。具体的には、報告書に記載された内容のコーディングを行うことに加えて、主に記述統計から全体的な様相を把握することと、コード間の関連を探索的に分析することで、事例に潜在するパターンの検討を行なった。

2-2. 方法

1) 事例選定

分析時点での公開範囲であった 2008～2022 年度の全検証報告について、コーディングに先立ち、(1) 概要や簡潔な記述のみである(2)非公開箇所が多いなど情報の欠落が大きいものの2つを除外基準として、いずれかに該当する場合は除外した。結果として、対象となったのは 231 事例であった。

2) コード作成

コーディングを行う情報として、著者らが事前に分担して下読みと協議を行った結果、多くの報告書で基本情報として記載されていると考えられたもの、および先行研究(e.g., 川崎ら、2015)²から虐待の様相を把握する上での鍵となるものを選定し、結果として以下の情報についてコーディングを行うこととした。

基本情報: 報告書年度・発生年度・合冊・自治体
虐待内容: 虐待種別(新生児遺棄/ネグレクト/無理心中/身体的虐待/被害児童自殺)・死亡事例か(死亡/非死亡)・性的虐待の有無
被害児童情報: 被害児童人数・被害児童の性別・被害児童の年齢・被害児童の疾患障害の有無・一時保護の有無・被害児童所属(保育所・幼稚園・

子ども園/小学校/中学校/高校/特別支援学校/その他/なし/不明)

加害者情報: 加害者人数・加害者属性(実母/実父/継母・養母/継父・養父/祖母/祖父/それ以外の男(自由記述)/それ以外の女(自由記述))・加害者既往歴(あり/なし)・身体障害の有無・知的障害の有無・発達障害の有無・精神障害の有無

関与機関情報: 自治体移動の有無・死亡以前の虐待通告の有無・児童相談所(以下、児相)の関与(あり/なし、以下同様)・市区町村の関与・市区町村の保健センターの関与・都道府県の精神保健センターの関与・保育所/幼稚園/子ども園の関与・学校(小中高)の関与・特別支援学校の関与・医療機関の関与・警察の関与・裁判所の関与

※加害者・被害児童については人数分(ともに最大3人)

※「なし」には「明記されていない」を含む

3) 手続き

前節で述べた項目に関して、北海道大学・志學館大学の大学院生および研究者自身によって対象の 231 事例に対してコーディングがなされた。コーディングにあたっては、事前に説明を受けた後、それぞれの協力者がコーディングフォームを用いて作業を行った。コーディング時に生じた疑問については、研究者に照会を行なった上でコードを決定した。

4) 分析

記述統計から全体の様相を把握した後、コード間の関連を検討した。具体的には、いくつかの観点からクロス集計表を作成して分析を行なった。なお、本研究では事例別の分析とした。このことから、1事例において加害者または被害児童が複数いる場合がある。たとえば、加害者属性について「実母」「実父」の両方がコードとして付されている事例がある。このことから、

² 川崎二三彦・相澤林太郎・長尾真理子・山邊沙欧里 (2015) 平成 24・25 年度研究報告書 児童虐待に関する文献研究:

自治体による児童虐待死亡事例等検証報告書の分析. 横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター.

分析の便利のため、対象コードが事例に含まれているかを示した変数(e.g.、加害者が実母のみである→実母:含む、実父:含まない)を作成し、それらを分析の対象とした。

分析について、記述統計による様相の把握に加えて、コード間の関連を検討するために虐待種別および加害者・被害児童の属性についてのクロス集計と虐待種別とその他コードの対応分析を行なった。なお、虐待種別において「被害児童自殺」である事例については、度数が少数であることと事例の性質が他の虐待種別と大きく異なることから、各分析から除外した。加えて、加害者属性についてはある程度の度数があった「実母」「実父」「継父」のみ扱った。

2-3.結果

1) 記述統計(事例毎の分析)

事例・加害者・被害児童のそれぞれに関するコーディング結果について、記述統計を表 2-1 に示す。な

お、事例単位での集計のため、加害者・被害児童に関連するコードは重複が含まれている。たとえば、加害者について「実母」の度数は 165 であるが、これは 165 事例の加害者に実母が含まれていたということを意味している。

事例について、最も多い種別は「身体的虐待」であり、61%程度あった。0.9%程度に性的虐待があった。主たる加害者および被害者数は共に「1 人」が最多であった。自治体移動は 33%程度あった。死亡以前の虐待通告は 46%程度であった。

加害者について、事例に含まれている属性として最も多いのは「実母」であり、71%程度あった。また、16%程度に既往歴があった。障害では、「精神障害」が最も多く見られた。

被害児童について、性別は同程度であった。13%程度の事例で疾患・障害のある児童が含まれていた。23%程度で一時保護歴があった。

表 2-1 コードの度数分布

事例			加害者			被害児童		
コード	度数	%	コード	度数	%	コード	度数	%
虐待種別			属性			性別		
新生児遺棄	20	8.7%	実母	165	71.4%	男児	108	46.8%
ネグレクト	40	17.3%	実父	66	28.6%	女児	91	39.4%
無理心中	28	12.1%	継母/養母	2	0.9%	不明	38	16.5%
身体的虐待	140	60.6%	継父/養父	32	13.9%	成育疾患		
被害児童自殺	3	1.3%	祖母	2	0.9%	あり	30	13.0%
性的虐待			祖父	2	0.9%	なし・非明記	201	87.0%
あり	2	0.9%	その他男	10	4.3%	一時保護歴(発生以前)		
なし・非明記	229	99.1%	その他女	2	0.9%	あり	54	23.4%
加害者人数			年齢代			なし・非明記	177	76.6%
1	216	93.5%	10代	9	3.9%			
2	12	5.2%	20代	106	45.9%			
3	3	1.3%	30代	64	27.7%			
被害児童人数			40代	24	10.4%			
1	180	77.9%	50代	5	2.2%			
2	50	21.6%	60代	1	0.4%			
3	1	0.4%	未記載	39	16.9%			
自治体移動			既往歴					
あり	76	32.9%	あり	36	15.6%			
なし・非明記	155	67.1%	なし・非明記	195	84.4%			
虐待通告			障害(事例発生前認定)					
あり	107	46.3%	身体障害	4	1.7%			
なし・非明記	124	53.7%	知的障害	8	3.5%			
機関の関与			発達障害	4	1.7%			
児童相談所	129	55.8%	精神障害	33	14.3%			
市区町村	156	67.5%	なし・非明記	182	78.8%			
市区町村の保健センター	138	59.7%						
都道府県の精神保健センター	5	2.2%						
保育所・幼稚園・こども園	56	24.2%						
小学校・中学校・高等学校	35	15.2%						
特別支援学校	5	2.2%						
医療機関	135	58.4%						
警察	89	38.5%						
裁判所	32	13.9%						

Note: 機関の関与および加害者・被害児童のコードについては、1 事例に複数のコードがあるため合計が 231 とならない。そのため、当該箇所では構成比率ではなく全 231 事例に対する割合を示している。

2) コード間の関連(クロス集計)

事例同士や各コード間の関連を調べるために、いくつかの観点からクロス集計と χ^2 検定(度数5未満のセルがある場合は Fisher の直接確率検定)を行なった。その結果有意な関連があった場合には残差分析を行なった。以下、結果を項別に示す。

3) 虐待種別と加害者属性の関連

虐待種別と加害者属性の関連について、クロス集計表を表 2-2 に示す。まず、虐待種別と実母には有意な関連があった($p < .001$)。残差分析の結果、「新生

児遺棄」「無理心中」「ネグレクト」では実母が含まれている事例が有意に多く、「身体的虐待」では有意に少なかった。また、実父でも有意な関連が見られた($p < .01$)。残差分析の結果は「新生児遺棄」「無理心中」の二つについて有意に少なかった。最後に継父でも有意な関連が見られた($p < .01$)。残差分析の結果、「身体的虐待」において継父が含まれている事例が有意に多く、「無理心中」では有意に少なかった。

表 2-2 加害者属性と虐待種別のクロス集計

加害者の属性		実母		実父		継父	
		含まず	含む	含まず	含む	含まず	含む
虐待種別	新生児遺棄	0	20	19	1	20	0
	ネグレクト	6	34	25	15	35	5
	無理心中	3	25	25	3	28	0
	身体的虐待	55	85	94	46	114	26
検定		$p < .001$		$p < .01$		$p < .01$	
Cramer's V		0.33		0.24		0.22	

Note: 残差分析の結果として有意に多いセルは赤色、少ないセルは青色で示している。効果量は正確確率検定を行った場合でも便宜的に算出して示した。以下の表も同様。

4) 加害者属性と被害児童性別の関連

虐待種別と加害者属性の関連について、クロス集計表を表 2-3 に示す。加害者の属性と被害児童性別については、「男児」については「実母」「実父」と有意な関連があった($p < .01$)。残差分析の結果、「実母」で

は男児を含まない事例が有意に多く、実父ではその反対であった。「女児」においては、「実父」とのみ有意な関連があり($p < .05$)、実父を含まない事例が有意に多かった。

表 2-3 加害者属性と被害児童性別のクロス集計

加害者の属性		実母		実父		継父	
		含まず	含む	含まず	含む	含まず	含む
男児	含まず ^a	26	97	98	25	104	19
	含む	40	68	67	41	95	13
検定		$p < .01$		$p < .01$		ns	
Cramer's V		0.18		0.20		0.05	
加害者の属性		実母		実父		継父	
		含まず	含む	含まず	含む	含まず	含む
女兒	含まず ^a	46	95	92	48	124	16
	含む	20	76	73	18	75	16
検定		ns		$p < .05$		ns	
Cramer's V		0.12		0.16		0.09	

5) 既往歴と加害者属性/虐待種別の関連

既往歴と加害者属性および虐待種別の関連について、クロス集計表をそれぞれ表 2-4、2-5 に示す。まず既往歴と加害者の属性について、「実母」「実父」のそれぞれで有意な関連があった(それぞれ $p < .001$ 、 $p < .01$)。残差分析の結果、実母においては既往歴があ

る事例が有意に多く、実父ではその反対であった。一方、「継父」では有意な関連は見られなかった。次に既往歴と虐待種別にも有意な関連があった($p < .001$)。残差分析の結果、「無理心中」では既往歴がある事例が有意に多く、「身体的虐待」では有意に少なかった。

表 2-4 既往歴と加害者属性のクロス集計

加害者の属性		実母		実父		継父	
		含まず	含む	含まず	含む	含まず	含む
既往歴	含まず	64	131	133	62	165	30
	含む	2	34	32	4	34	2
検定		$p < .001$		$p < .01$		ns	
Cramer's V		0.22		0.17		0.10	

表 2-5 既往歴と虐待種別のクロス集計

虐待種別		新生児遺棄	ネグレクト	無理心中	身体的虐待
既往歴	含まず	19	36	13	124
	含む	1	4	15	16
検定		$p < .001$			
Cramer's V		0.39			

6) 虐待種別とその他コードの関連(対応分析)

虐待種別とその他のコードの関連を明らかにするために、虐待種別と各種コードの多重クロス表を作成し、対応分析を行なった。結果を図 2-1 に示す。対応分析の結果、第 2 軸まででの説明率は 87.91%であった。各象限での虐待種別とコードの布置を見ると、第 1 象限には虐待種別として「新生児遺棄」が付置され、コードについては「知的障害」「関与・特別支援学校」「性的虐待有」などが特徴的に付置された。第 2 象限には「ネグレクト」が付置され、「加害者・10 代」「加害者・20 代」などが特徴的であった。第 3 象限では、「身体的虐待」が「ネグレクト」に比較的近い位置に付置され、「加害者・継父」「虐待通告有」「主加害・祖父」「主加害・実父」「主加害・継母」「主加害・その他男」「一時保護歴有」などが付置された。第 4 象限では、「無

理心中」が付置され、「関与・小学校・中学校・高等学校」「加害者・既往歴有」「加害者・精神障害」「加害者・身体障害」などが付置された。

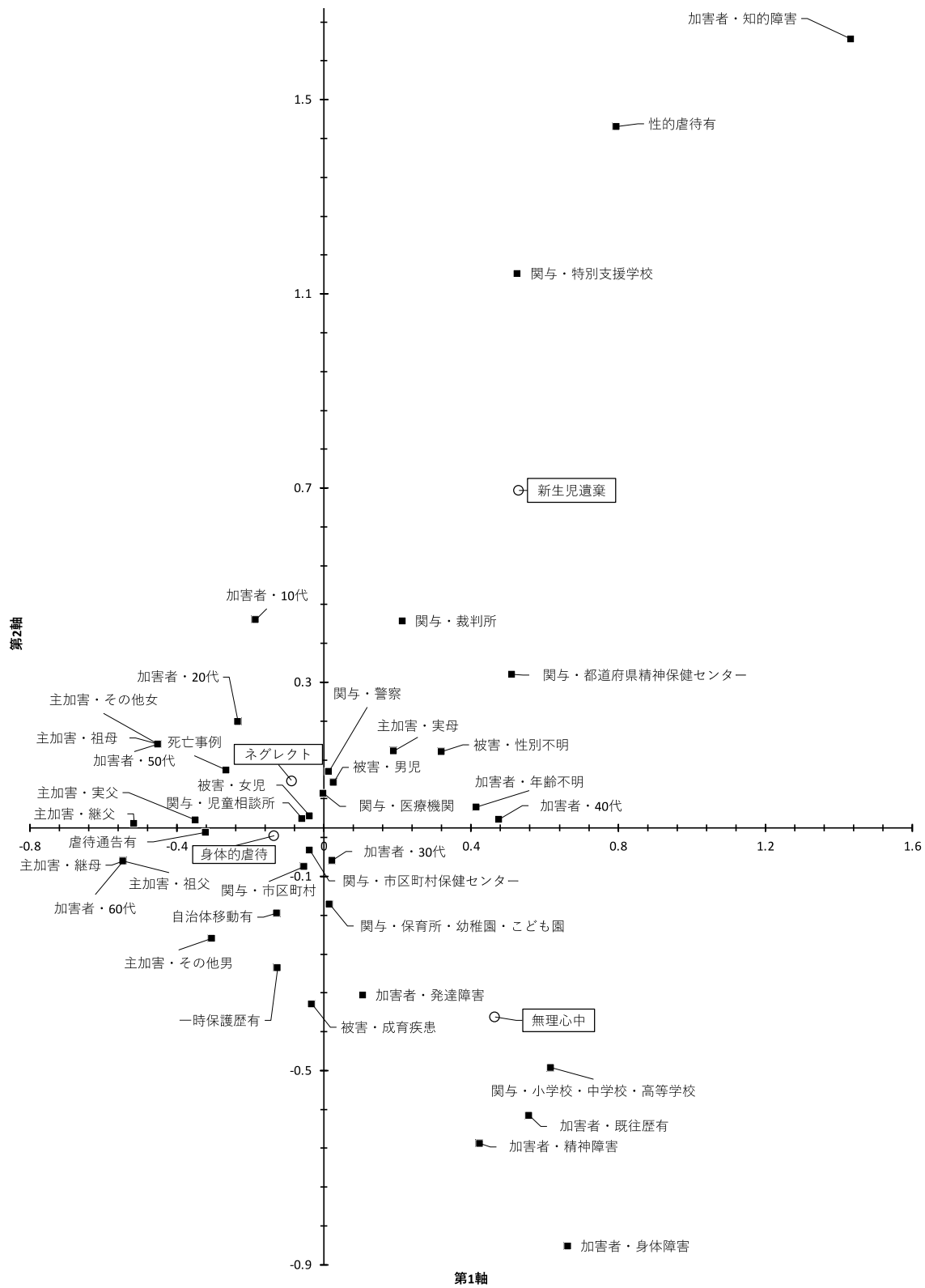


図 2-1 対応分析

2-4. 考察

本章では報告書のコーディングを通して、記述統計から全体的な様相を把握すると共に、虐待種別および加害者・被害児童属性の観点からコード間の関連について分析を行なった。

コーディングの結果、虐待種別の分布傾向としては、「身体的虐待」が最も多く、分析対象事例全体の60%程度という結果であった。2001年から2011年までの検証報告書を分析した川崎ら(2015)では、身体的虐待に相当する事例は全体の62%程度(新生児遺棄含む)であり、加えて、心中は17%程度、ネグレクトは14%程度、残りは不明となっている。本研究が対象とした報告書の期間は2008～2022年度であることから、本研究で行ったコーディングにおいて虐待種別の構成比率は先行研究と整合していると共に、近年でもその比率はおおむね変化していないと考えられる。更に、加害者属性では「実母」が最も多く、全体の71%程度であった。こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(2023)の報告では、2003～2022年度の死亡事例の検証結果について、主たる加害者の属性として最も多いのは「実母」であり、心中以外の事例では40～75%程度、心中は46～85%程度であることが示されている。本研究での結果も同報告とおおむね一致した構成比率であると言える。クロス集計において「実母」では「無理心中」「新生児遺棄」「ネグレクト」が有意に多く「実父」でそれらは少なかったという結果を踏まえると、その2種類は比較的実母が関与した事例の特徴的なものであることから、全体として「実母」の事例数が増えているものと考えられる。

虐待種別および加害者・被害児童属性の観点からクロス集計を行なった結果、コード間にはいくつかの関連が見られることから、事例にはある程度典型的なパターンが存在する可能性がある。加害者属性と虐待種別の関連(表2-2)を見ると、事例の加害者に「実母」が含まれている場合、「新生児遺棄」「無理心中」および「ネグレクト」が多く、「身体的虐待」は少なかった。また、「実父」では「新生児遺棄」「無理心中」が少

なかった。この結果から、虐待種別の分布には加害者の性差があることがわかる。更に、既往歴と加害者属性(表2-4)および虐待種別(表2-5)との関連では、「実母」が含まれている場合や「無理心中」は「既往歴」を含む事例が多いことがわかる。これらの結果や「継父」での結果を統合して考えると、たとえば、既往歴のある実母が無理心中を行う場合や、実父や継父が身体的虐待を行うパターンなどが典型的に存在する可能性を指摘できる。また、効果量から判断すると強い関連ではないものの、加害者属性と被害児童の性別には関連があり、「実母」では「女兒」が、「実父」では「男児」が多い傾向にあることがわかった。この結果は重大事例には主たる加害者と被害児童の性別が一致している場合が比率として多いことを示している。加えて、「男児」では「実父」が多い傾向にあるため、特に「男児」において性別の一致が関係している可能性が示唆される。

クロス集計に加えて対応分析の結果から、虐待種別とその他コードの関連が明らかになった。まず虐待種別の布置関係については、「身体的虐待」「ネグレクト」は比較的近い箇所に付置された一方で、「新生児遺棄」「無理心中」は遠い箇所に付置された。このことから、「ネグレクト」「身体的虐待」は本章で扱ったコードの観点から見た時に類似的な関係にあり、「新生児遺棄」「無理心中」はそれぞれでの特徴があると言える。特に、障害の種別および精神疾患については対照的な結果となった。具体的には、「新生児遺棄」の付置される第1象限には「加害者・知的障害」が布置されている。一方で、「無理心中」の付置される第4象限には「加害者・既往歴有」「加害者・発達障害」「加害者・精神障害」「加害者・身体障害」と、その他の障害および精神疾患に関連したコードが布置されていた。このことから、障害および精神疾患の多くは「無理心中」に関連する一方で、「知的障害」については「新生児遺棄」と関連する傾向にあると言える。加えて、第1象限には「性的虐待有」が特徴的に布置されていた。性的虐待は対象事例中には2例であったが、このうち「新生児遺棄」のものは母親に知的障害があり特

別支援学校に通っていた上で、性被害を受けていた事例である。そのため、「知的障害」および「関与・特別支援学校」の付近に布置されたものと考えられる。

これらの結果に示されるように、コード間の関連を検討することは、事例の中に存在する典型的なパターンを特定することにつながる。ただし、本章で行なった分析は探索的な性格が強く、また、見られた関連は限定的であり、仮説の段階にあると言える。したがって、後続する章で取り扱うテキストマイニングとの関連や、次年度以降の研究の中で結果の妥当性を検証していく必要がある。

以上のように、検証報告書のコーディングを行い、その集計と分析を行なった結果、事例のパターンや傾向に関して一定の知見を得たと考えられる。このように事例にパターンや傾向が見出せるとすれば、複雑なプロセスの中で生じていると考えられる重大事例の中にもある程度共通する特徴がある可能性がある。そうした特徴が特定できれば事例を問わない、あるいは虐待種別など特定のカテゴリに依拠した発生予防上の重要なポイントが明らかにできるかもしれない。本章で行なった分析は主に虐待種別および加害者・被害児童属性に焦点を絞ったものであるが、研究を通して得られたコードは多様にある。そのため、分析の視点や方法は多様に考えられる。それらによっては、更に注目すべき重要な知見が潜在している可能性がある。そのため、そうした視点や方法も考慮して次年度以降も継続して検討を行なっていくべきであろう。

ただし、本章で得た結果には二つの留意点がある。まず、コード間の関連はあくまで傾向である。たとえば実母が無理心中を起こす場合が相対的に多くても、実父やその他の属性の者が起こす場合もあり得る。そのため、こうしたコード間の関連がどの程度一般的であるのかや、現場での感覚に沿ったものであるのかは更に検討が必要である。次に、これらの分析は死亡等の重大事例のみを対象としている制約があることか

ら、特定のコードが死亡リスク増加につながるなど、そうしたリスクの変動要因を明らかにしたものではない。具体的に言えば、加害者属性と被害児童属性の関連(表 2-3)では加害者と被害児童は同性である場合が多いことが示されているが、この結果は重大事例にはそのようなパターンがあることを示すのみに留まり、「親子が同性であるならば虐待死のリスクが高まる」ことを含意しない。このようなリスクの変動を明らかにするためには、重大事例だけでなく、軽微・解決した事例や、虐待の生じていない一般的な家庭形態等においても検討が求められる。

本章の結びに分析方法の課題について述べる。本章で行なった量的分析は、報告書に記載されている内容を研究者および協力者が読み取って付したコードに基づいている。報告書はそれぞれが独自の様式で個別に作成されているため、コードの元となる情報はそれぞれで揺らぎのある表現となっている。それらを手作業で読み取ったため、誤読や適切にコードが付与されていない場合が考えられることから、本章での分析においてはデータの信頼性に若干の課題があると言える。これは本研究の課題であると共に、報告書の在り方についても示唆があるものと考えられる。重大事例等の検証報告書は、厚生労働省(2008)³「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」において構成内容の指針が示され、多くの報告書はその枠組みに準拠して作成されている。一方で、構成や記述方法、表現にはばらつきがあり、それらの統合や集約が考慮されてはいなかったと言える。本章冒頭で述べたように重大事例は個別性が高いと推察されるため、報告書も事例によって多様となることはやむを得ないものの、将来的な集約を見越した時に、部分的に構造化して作成するという形式もあり得るかもしれない。たとえば、本章で取り扱ったコードの中では、虐待種別、主たる加害者の属性や年齢・性別・既往歴、被害児童の属性・性別などについ

³ 厚生労働省(2008) 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv28/index.html> (アクセス日 2024 年 3 月 27 日)

ては事例の基本情報として統一・構造化して作成するなどの可能性もあり得るだろう。

Ⅲ. 検証報告書の質的分析

3-1. 目的

本研究では、検証報告書の記述に対してテキストマイニングを用いることで、質的な視点から検証報告書の全体像を明らかにすることを目的としている。なお、本研究では分析の焦点として課題・提言に関する記述に着目した。これらの記述は各検証報告書に基本的に記載されており、検証対象となる事例にはどのような課題があるのか、また、そうした課題に対してどのような提言が指摘されているのかを一般的に広く把握するための手がかりとなる可能性がある。

3-2. 課題の分析

3-2-1. 方法

1) 分析対象事例

第2章で対象とした 231 事例(除外基準に基づきコード化可能であった事例)のうち、電子テキスト化が可能であった 182 事例(79.22%)をテキストマイニングの対象とし、このうち事例に対して課題の記述が対応していた 176 事例(76.19%)を後続する分析の対象とした。

2) 分析

まず、記述のテキストマイニングを通して、記述内容の要約を行った。具体的には、共起ネットワークの作成とサブグラフの解釈からコーディングルールを作成し、要約された課題のコードに関して各報告書での出現度数を調べた。そして、そうした課題のコードの出現が虐待種別や年次によって傾向があるのかを明らかにした。テキストマイニングには樋口(2020)⁴の KH coder 3.0 を使用した。

3) 単語の前処理

複合語検出によって検出された語のうち、出現回数が 10 回以上である全 329 語を強制抽出語として設定した。

4) 分析語の選定

本分析の事前に、KH coder を使用して単語の出現状況を明らかにした。デフォルトで分析対象となる語のうち、累積度数の割合が 50%を超える語、すなわち、出現回数が 79 回以上である 191 語のうち、月日を表す語(「平成」「年」「月」)を除いた合計 188 語を分析対象とした。表 3-1 に分析対象語を示す。

⁴樋口 耕一 (2020) 社会調査のための計量テキスト分析 ―内容分析の継承と発展を目指して― 第 2 版. ナカニシヤ出版

表 3-1 課題の分析対象語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
母	1679	適切	219	求める	123	役割分担	91
本児	1260	児童虐待	214	状態	123	情報収集	90
支援	1011	実施	202	担当者	123	組織	90
児童相談所	997	問題	199	援助	122	組織的	89
必要	973	情報共有	198	高い	122	捉える	89
行う	862	結果	194	得る	122	方針	89
情報	685	体制	194	困難	121	DV	88
対応	669	出産	187	決定	119	至る(否定)	88
状況	620	妊娠	187	重要	119	解除	86
虐待	561	情報提供	183	内容	119	死亡	86
子ども	521	会議	182	発生	118	多い	86
関係機関	509	養育	181	評価	116	伝える	86
相談	506	共有	179	検証	115	発達	86
家庭	477	指導	177	協議	114	理解	86
市	420	診る	177	報告	112	援助方針	85
医療機関	419	児相	174	実務者会議	109	保護	85
判断	418	変化	171	本事案	109	本家庭	85
要保護児童対策地域協議会	414	持つ	170	問題点	109	直接	84
アセスメント	394	開催	162	きょう	108	方法	84
ケース	393	具体的	158	家庭復帰	108	意見	83
確認	393	育児	154	市町村	108	活用	83
父	388	区	153	特に	108	子育て	82
把握	379	関わる	150	抱える	104	不足	82
課題	376	思う	147	事案	103	虐待対応	81
考える	366	保健師	147	時期	103	見る	81
一時保護	356	母子	147	学校	102	得る(否定)	81
本事例	336	時点	146	虐待通告	102	複数	81
担当	330	生活	146	依頼	101	保健福祉センター	81
リスク	329	不十分	146	電話	101	機会	80
家庭訪問	327	転居	145	暴力	101	記録	80
検討	311	事実	143	安全	100	業務	80
場合	311	個別ケース検討会議	141	関わり	100	県	80
家族	302	視点	141	障害	100	対象	80
十分	300	その後	140	受理	98	疑う	79
可能性	291	面接	140	進行管理	98	継続	79
機関	285	前	138	支援方針	97	姉	79
事例	276	福祉	136	施設	97	親	79
連携	275	母子保健	135	積極的	97	明らか	79
児童	264	地域	134	入所	97		
認識	264	含める	132	部署	96		
受ける	263	見守る	131	様子	96		
保護者	263	安全確認	128	児童福祉	93		
職員	259	経過	128	親族	93		
訪問	258	保健センター	128	それぞれ	92		
関係	236	受診	127	応じる	92		
保育所	235	子ども家庭センター	126	警察	92		
通告	231	踏まえる	126	事件	92		
連絡	228	父母	126	世帯	92		
行う(否定)	225	リスクアセスメント	125	説明	92		
調査	225	役割	125	介入	91		

3-2-2.結果

1)コーディングによる分析

コーディングルール作成のため、最低出現数 79 回、最小文書数1回とし、上位 60 語について Jaccard 係数を用いた共起ネットワーク分析を通して共起ネットワークを作成した。結果を図 3-1 に示す。結果として 15 のサブグラフが得られた。そこから実質的意味を持ち

解釈可能な単語間の関連として、「関係機関の情報共有」「検討会議」「児童相談所の対応」「アセスメントの必要性」「支援の必要性」「一時保護解除」「本児の状況把握」の7つのコードが得られた(以降、これらの7つのコードを課題コードと呼ぶ)。つまり、重大事例検証報告書における課題の記述について、特に頻出する記述のまとまりが7つ得られたことを意味する。この

結果に基づき、表 3-2 の通りコーディングルールを作成した。また、これらのコードの虐待種別の出現状況について表 3-3 に示した。

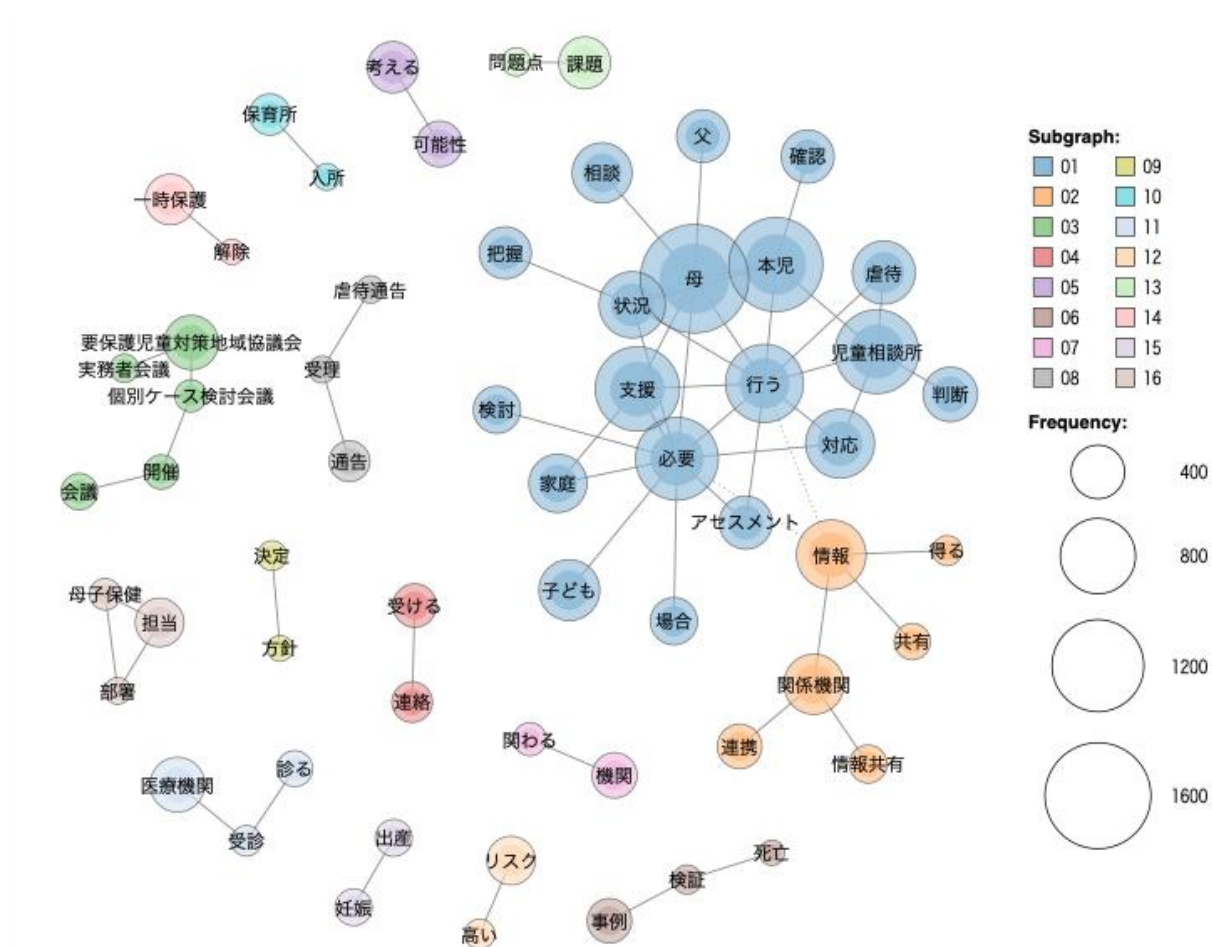


図 3-1 課題の記述における共起ネットワーク

表 3-2 課題のコーディングルール

コード名	コーディングルール
関係機関の情報共有	関係機関 and 情報共有 or 関係機関 and 情報 and 共有
検討会議	個別ケース検討会議 or 会議 or 要保護児童対策地域協議会 or 実務者会議
児童相談所の対応	児童相談所 and 対応 or 児童相談所 and 判断
アセスメントの必要性	アセスメント and 必要
支援の必要性	支援 and 必要
一時保護解除	一時保護 and 解除
本児の状況把握	本児 and 状況 and 把握 or 本児 and 状況 and 確認

表 3-3 虐待種別での各課題コードの出現度数

虐待種別	関係機関の情報共有	検討会議	児童相談所の対応	アセスメントの必要性	支援の必要性	一時保護解除	本児の状況把握
身体的虐待	35 (29.66)	78 (66.1)	50 (42.37)	42 (35.59)	62 (52.54)	15 (12.71)	22 (18.64)
新生児遺棄	3 (21.43)	8 (57.14)	3 (21.43)	3 (21.43)	4 (28.57)	1 (7.14)	1 (7.14)
無理心中	9 (36.00)	13 (52.00)	8 (32.00)	2 (8.00)	10 (40.00)	2 (8.00)	3 (12.00)
ネグレクト	7 (43.75)	8 (50.00)	7 (43.75)	5 (31.25)	8 (50.00)	1 (6.25)	7 (43.75)

Note カッコ内は行パーセントを示す。

2) 課題コード出現の年次的推移

前節で得られた7つの課題コードについて、その出現数と年次の関係を示したのが図 3-2 である。年次と

出現数との相関係数を算出した結果、「関係機関の情報共有($r = .50$)」「アセスメントの必要性($r = .49$)」が特に高く、出現数が増加傾向にあることがわかった。

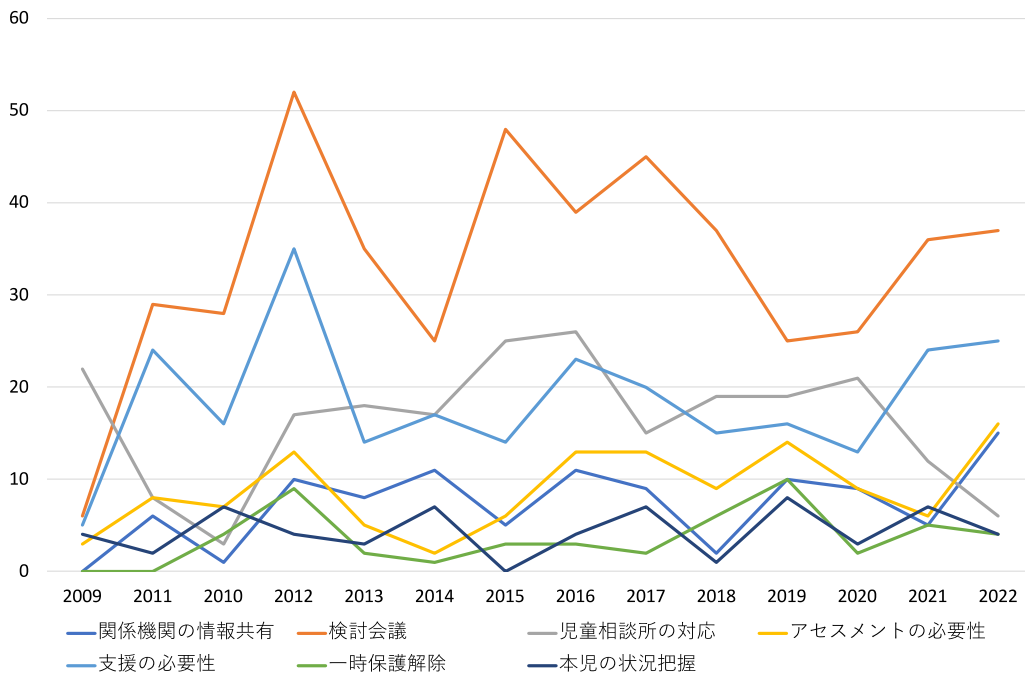


図 3-2 課題コード出現数の年次的推移

3-2-3. 考察

課題の分析では、共起ネットワーク分析を通して、「関係機関の情報共有」「検討会議」「児童相談所の対応」「アセスメントの必要性」「支援の必要性」「一時保護解除」「本児の状況把握」の7つの課題コードが得られた。このことは、虐待重大事例検証報告書には典型的に7つの課題がしばしば出現する可能性があることを示唆している。まず、各課題コードが示す内容

について、報告書の本文を引用して考察する。なおここで挙げるものは全て公開されている報告書の記述である。

「関係機関の情報共有」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「事例では、母子保健業務における「若年妊婦」として妊娠・出産のリスクを念頭に父母への支援を行っていた。関係者は、父母の出産への関心や児への愛着が徐々にうかがえるようになったこと、発育状況が順調であったことなどから、父によ

る今回の事件を予測できなかった。そのため、児童虐待防止の視点から市児童虐待防止対策協議会(要保護児童対策地域協議会)への連絡は行われず、組織での事例検討や関係機関との連携が不十分で、情報共有や役割分担ができなかった。」

「本事案では、子ども家庭センター、保健所、市保護課がそれぞれ医療機関から連絡を受けているものの、関係機関が一堂に顔を合わせて情報共有や対応について協議する機会がなかった。」

これらの記述から分かるように、「関係機関の情報共有」は事例に関わる関係機関での連携・情報共有・役割分担といった側面においての課題に言及するものであることがわかる。

「検討会議」が出現する記述の例として、次のようなものがあった。

「こども家庭センターから、要保護児童対策地域協議会の調整機関である市支援課に対し、個別ケース検討会議を開催するよう助言や働きかけをより積極的に行う必要があった。」
「本ケースへの支援は、要保護児童対策地域協議会のケースとして「見守り」とをしていくと判断されたが、その「見守り」体制が不十分だったと言わざるを得ない。」

「検討会議」については、要保護児童対策地域協議会や個別ケース検討会議など会議を開催すべきであったという課題と、会議が開催されていたとしてもその方針や決定に課題があったという 2 側面において課題が言及されていた。

「児童相談所の対応」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「本児は、2 回にわたり施設内で怪我を負ったが、特に初回の怪我について保護者は、施設職員の対応および言動に対し不信感を募らせ、児相に対し早期の家庭引き取りを強く要望した。このことが措置解除の時期や判断に、少なからず影響を及ぼしたものと思われる。」
「ケース移管ではなく情報提供であっても、これまでの他県の支援経過や本県での支援者の有無等、あらゆる情報からケースの全体像を把握し、児相としての対応を検討する必要があった。」

児相は虐待対応における専門機関という位置付けから、特に重大化するリスクのある事例などにおいて、対応におけるコミットメントの割合が他機関よりも比較的高いと考えられる。このことは、重大事例に至った時に、その判断や対応内容について課題が言及され

やすくなる可能性を意味しており、その結果として「児童相談所の対応」がサブグラフとして出現したものと考えられる。

「アセスメントの必要性」が出現する記述の例として、次のようなものがあった。

「きょうだいについての心配な情報を含めて、さらに情報収集を行い、家庭の状況についてアセスメントを行うことが必要だった。心配な情報をキャッチした時、逆に情報が全く入って来ない時には随時調査が行える体制が必要だった。」
「母は、育児をしながら5時前に出勤する父の弁当を毎日作るなど、負担の大きい生活をしていても父に対する不満を述べていなかった。父母間の力関係なども踏まえた家族全体のアセスメントが必要だったのではないかな。」

これらの記述から、「アセスメントの必要性」は情報収集の不足などを背景としてリスクアセスメントが不正確であったことに言及するものであることがわかる。

「支援の必要性」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「…転居が繰り返される状況に着目し、子ども家庭センターによる対応にとどまらず、要保護児童対策地域協議会において情報共有し、共同でアセスメントし、支援プランを検討する必要があった。」
「…家庭全体をアセスメントしたうえで、実母の発達段階に応じて関係機関が切れ目なく連携し、適切な支援につなげる必要があったと考えられる。」

これらの記述から、「支援の必要性」は、アセスメントや会議の結果としての支援内容が不十分であったことに言及するものであることがわかる。

「一時保護解除」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「第2回目の一時保護解除の判断は適切であったのか。判断の際、総合的に判定する会議の場は機能していたのか。」
「児相、市母子保健担当課、医療機関など複数の機関が継続支援していたが、一時保護解除後、関係機関で情報が集約、共有されていなかった。」

本研究が対象としている虐待重大事例では、一時保護の措置がなされた後、解除後に重篤化した事例が見られる。このことから、一時保護の解除が適切であったのか、または解除後の対応が適切であったのかについての言及がサブグラフとして出現したと考え

られる。

「子ども家庭センターは、家庭引取りを進めるにあたって、アセスメントに必要な父母の生育歴、家族関係、生活状況等を調査すべきであった。本児のいとこの事件や、本児の出生時期に夫婦関係が不安定な状況にあったことなどを考えると、父母の生育歴や家族関係、生活状況等家族全体の状況を把握し、アセスメントを行った上で、本児らの家庭引取り時期を検討すべきではなかったか。」
「学校から児相に本児の傷、アザに関する複数回の情報提供があったが、その後、家庭訪問等による本児の確認を行っていなかったり、相当の期間において家庭訪問を行っていた状況が記録されている。」

これらの記述からわかるように、サブグラフとして解釈されたのは本児に関する状況の把握に関する課題であるが、本児に限らず、家庭や周囲の出来事なども含めて状況の確認・把握について不足があったことに主に言及するものである。

前提として上記の考察はサブグラフの構成と典型的な記述から解釈がなされたものであり、課題コードが必ずしも考察された内容を指したり、報告書に記載されている課題を網羅したりするものではない、しかし、共起ネットワーク分析を通してこのような結果が得られたことは、多種多様にある虐待重大事例であっても共通に出現する傾向のある課題がおよそ 7 つある可能性を示している。

虐待種別毎の課題コードの出現状況を調べた結果、身体的虐待・新生児遺棄・ネグレクト・無理心中のいずれにおいても半数以上程度の事例で「検討会議」が出現していた。つまり、事例の種別を問わずしばしば課題として指摘される傾向がある可能性がある。他方、「関係機関の情報共有」「支援の必要」などは、ネグレクトにおいて多く出現する傾向があった。これらの結果に鑑みれば、「検討会議」に表される会議に関連する課題などはどの虐待種別においても共通に出現

し、他方、いくつかの課題は虐待種別によって相対的に多く出現する傾向があることがわかる。

また、課題コードの出現状況には年次的に変化している傾向が見られる。報告書の年度と各課題コードの出現数の相関係数を見たところ、「関係機関の情報共有」「アセスメントの必要性」は正の相関が高めの傾向にあり、強い傾向ではないものの、近年増加傾向にある課題であると言える。虐待の相談件数は年々増加傾向にあることから、関係機関での業務量が増加したことにより、個別の事例についての十分なアセスメントが難しくなっていることや、関係機関の緊密な連携にまで至らないといったことが背景にあるかもしれない。

3-3. 提言の分析

3-3-1. 方法

1) 分析対象事例

231 事例のうち、電子テキスト化が可能であった 181 事例(78.35%)をテキストマイニングの対象とし、このうち事例に対して課題の記述が対応していた 175 事例(75.75%)を後続する分析の対象とした。

2) 分析

課題の分析と同様の手続きによって行った。

3) 単語の前処理

複合語検出によって検出された語のうち、出現回数が 10 回以上である全 370 語を強制抽出語として設定した。

4) 分析語の選定

課題の分析と同様に、デフォルトで分析対象となる語のうち、累積度数の割合が 50%を超える語、すなわち、出現回数が 91 回以上である 181 語のうち、日付を表す語(「平成」「年」)を除いた合計 179 語を分析対象とした。表 3-4 に分析対象語を示す。

表 3-4 提言の分析対象語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
必要	2130	一時保護	226	役割分担	144	出産	105
行う	1425	考える	224	理解	143	進める	104
支援	1422	努める	221	高い	142	調整機関	104
対応	946	関係	220	保育所	142	保護	104
児童相談所	933	応じる	219	啓発	141	安全	103
子ども	908	持つ	218	今後	141	家庭訪問	103

場合	875	調査	216	学校	140	対策	103
情報	728	通告	215	抱える	139	設置	102
関係機関	725	母子保健	215	基づく	138	対象	101
家庭	649	視点	214	協議	138	確保	100
ケース	635	構築	209	保健師	138	協力	100
保護者	605	妊娠	206	リスクアセスメント	137	児童委員	99
市町村	576	役割	205	親	137	複数	99
状況	574	指導	200	問題	136	運営	98
職員	545	十分	198	等	135	実務者会議	98
虐待	543	生活	198	方法	135	それぞれ	97
検討	541	福祉	188	機能	134	自治体	96
連携	518	変化	186	業務	133	定期的	96
アセスメント	506	会議	185	安全確認	130	結果	95
児童虐待	506	個別ケース検討会議	184	市	130	様々	95
相談	502	本事例	184	事案	130	検証	94
把握	482	援助	182	進行管理	128	担う	94
児童	451	困難	182	防止	125	及ぶ	93
実施	410	児童福祉司	181	連絡	124	作成	93
リスク	384	認識	180	知識	122	助言	93
重要	382	充実	178	得る	121	支援方針	92
判断	380	情報提供	178	機会	120	速やか	92
図る	372	母	177	可能	118	介入	91
活用	371	可能性	176	事業	118	確実	91
要保護児童対策地域協議会	340	開催	176	多い	118	児童福祉	91
医療機関	337	専門性	176	診る	117	発生	91
研修	333	配置	176	継続	116	部署	91
地域	329	向上	174	決定	116		
適切	326	県	172	見守る	116		
機関	324	提言	172	子育て支援	116		
事例	322	課題	165	養育者	116		
家族	319	転居	165	警察	115		
求める	314	関わる	163	整備	115		
確認	302	向ける	163	組織的	115		
担当	302	内容	163	組織	114		
体制	288	評価	163	社会	112		
積極的	279	踏まえる	162	世帯	111		
共有	266	周知	161	センター	110		
要対協	265	訪問	161	育児	110		
市町	251	含める	160	虐待対応	106		
情報共有	241	徹底	158	仕組み	106		
強化	240	担当者	156	子育て	106		
具体的	233	養育	151	明確	106		
特に	232	受ける	147	要保護児童	106		

3-3-2.結果

1)コーディングによる分析

コーディングルール作成のため、最低出現数 91 回、最小文書数 1 回とし、上位 60 語について Jaccard 係数を用いた共起ネットワーク分析を通して共起ネットワークを作成した。結果を図 3-3 に示す。結果として 13 のサブグラフが得られた。そこから実質的意味を持ち解釈可能な単語間の関連として、「関係機関の連携」「会議開催」「児童相談所の対応」「子ども・家庭支援」

「児童福祉司の配置」「職員の専門性向上」「職員の専門性向上」「役割分担の明確化」「体制構築」の 9 つのコードが得られた(以降、これらを提言コードと呼ぶ)。つまり、重大事例検証報告書における課題の記述について、特に頻出する記述のまとまりが 7 つ得られたことを意味する。この結果に基づき、表 3-5 の通りコーディングルールを作成した。また、これら提言コードの虐待種別毎の出現状況について表 3-6 に示した。

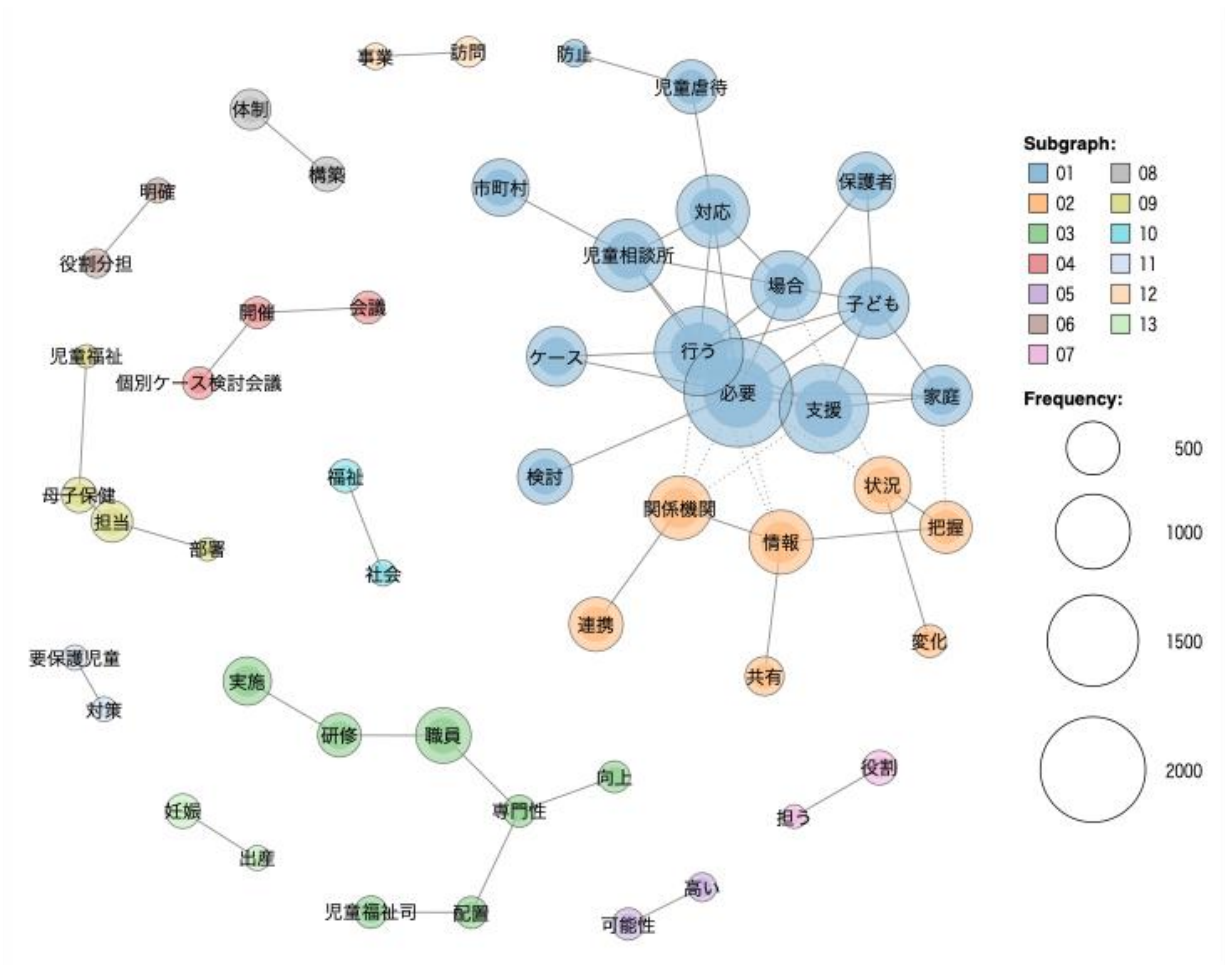


図 3-3 提言の記述における共起ネットワーク

表 3-5 提言のコーディングルール

コード名	コーディングルール
関係機関の連携	関係機関 and 連携 or 関係機関 and 情報 and 共有
会議開催	個別ケース検討会議 and 開催 or 会議 and 開催
児童相談所の対応	児童相談所 and 対応
子ども・家庭支援	支援 and 家庭 or 支援 and 子ども
児童福祉司の配置	児童福祉司 and 配置
一時保護解除	一時保護 and 解除
職員の専門性向上	職員 and 研修 and 実施 or 職員 and 専門性 and 向上
役割分担の明確化	役割分担 and 明確
体制構築	体制 and 構築

表 3-6 虐待種別での各提言コードの出現度数

虐待種別	関係機関の連携	会議開催	児童相談所の対応	子ども・家庭支援	児童福祉司の配置	職員の専門性向上	役割分担の明確化	体制構築
身体的虐待	123 (19.31)	77 (12.09)	110 (17.27)	192 (30.14)	23 (3.61)	53 (8.32)	21 (3.3)	38 (5.97)
新生児遺棄	16 (20.00)	4 (5.00)	3 (3.75)	48 (60.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	3 (3.75)	6 (7.50)
無理心中	32 (25.81)	9 (7.26)	8 (6.45)	64 (51.61)	0 (0.00)	4 (3.23)	3 (2.42)	4 (3.23)
ネグレクト	28 (17.83)	7 (4.46)	41 (26.11)	52 (33.12)	7 (4.46)	9 (5.73)	2 (1.27)	11 (7.01)

Note カッコ内は行パーセントを示す。

2) 提言コード出現の年次的推移

前節で得られた9つの提言コードについて、その出現数と年次の関係を示したのが図 3-4 である。年次と出現数との相関係数を算出した結果、「関係機関の

連携($r = .48$)」「体制構築($r = .49$)」が特に高く、すなわち出現数が増加傾向にあることがわかった。他のコードについての相関係数は、.16～.38 の範囲であった。

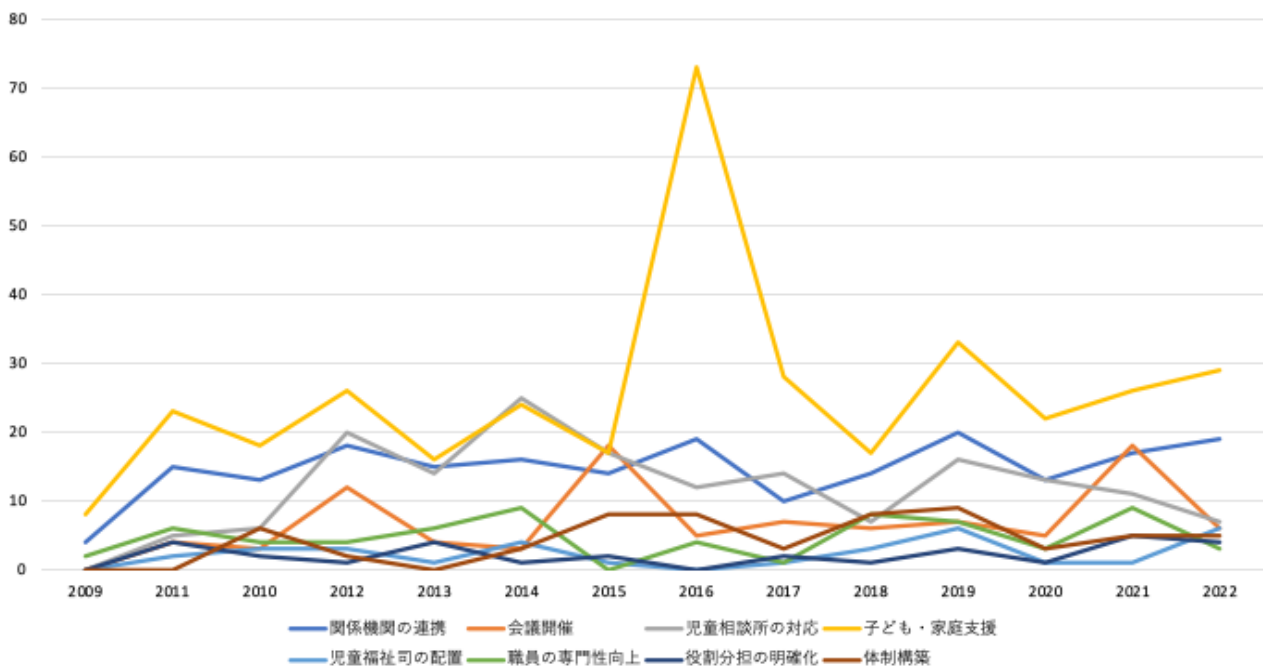


図 3-4 課題コード出現数の年次的推移

3-3-3. 考察

提言の分析では、共起ネットワーク分析を通して、「関係機関の連携」「会議開催」「児童相談所の対応」「子ども・家庭支援」「児童福祉司の配置」「職員の専門性向上」「要保護児童対策」「役割分担の明確化」

「体制構築」の9つの提言コードが得られた。課題の分析と同様に、各提言コードが示す内容について、報告書の本文を引用して考察する。本章においても、ここで挙げるものは全て公開されている報告書の記述である。

「関係機関の連携」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「市町、県、児相においては、関係機関の間で、相互理解と信頼関係に基づく連携が各地域で構築できるよう、特に職員の関係作りに取り組む必要がある。」
「虐待死を防止するためには、事例に関わるすべての関係機関が、その児童、家族についての情報を共有し、自らの機関に何ができるかを切れ目なく考えていくことが必要である。」

課題コードにおいても「関係機関の情報共有」のコードが得られたことからわかるように、関係機関が情報共有等に基づく切れ目のない連携を行うことが重要視されていることがわかる。

「会議開催」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「支援が必要なケースに適切に対応していくためには、個別ケース検討会議を開催するなどして十分な情報共有を行ったうえで、それぞれの関係機関の役割分担、支援する際の児童や家庭を見る視点とその方法、緊急時の対応等について、具体的に確認しておくことが必要である。」
「具体的には、ケース会議等を開催した際、それぞれの機関が議事録を作成するのではなく、一つの機関が作成した議事録を、全ての関係機関が確認・共有するといった取組も、正確な情報の共有には有効と考える。」

これらの記述からわかるように、「会議開催」についても課題コードの「検討会議」に対応して、個別ケース検討会議等の開催そのものと、会議のあり方の両面から提言が行われていることがわかる。

「児童相談所の対応」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「児相は、虐待事例に対して、専門的な対応を行う機関であり、案件によっては、一時保護等、親との対立も辞さない判断が求められる。」
「児相が児童虐待対応の要の機関であることには違いないが、年々増え続ける児童虐待事案に、児相一機関のみで発生予防も含めた幅広い対応を行うことは困難であり、地域の関係機関の協力連携が不可欠である。」

これらの記述を参照すると、「児童相談所の対応」は単に児相が虐待の専門機関であることから適切な対応が求められるというだけでなく、事案数の増加などを背景に幅広い対応の困難さがあることから、関係機関との連携の必要性提言など、広い意味での対応

の強化を提言する内容であることがわかる。

「子ども・家庭支援」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「県及び市区町村においては、各種施策やサービスを駆使し、生活困窮状態にある家庭への支援体制について検討整備していく必要がある。なお、生活保護を担当する職員については、数多くのケースを抱えながらも、きめ細かな支援を行っていくためには、職員体制の充実が望まれるところである。」
「ひとり親家庭は、稼働に精一杯で、家庭内の問題に十分に対応することが難しい傾向にある。また、悩み事の相談相手が少なく、孤立しがちである。行政機関は児童扶養手当の給付等の経済的支援とともに、相談窓口の周知やひとり親同士のピアサポート等の相談支援体制の整備に取り組む必要がある。」

これらの記述から、「子ども・家庭支援」においては、支援強化のために職員体制や相談支援体制など、組織的な強化が求められていることがわかる。

「児童福祉司の配置」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「子育て世代包括支援センターを担う保健福祉センターにおいては、養育者のエピソードからある程度の知的能力の判断が可能な、例えば児相において児童福祉司や児童心理司の経験が5年以上の職員をスーパーバイザーとして配置することを検討されたい。加えて、アセスメント力向上のための職員研修も強化されたい。」
「児童福祉司をはじめとする職員が過重な負担を強いられ、丁寧な対応が困難な現状があることを踏まえ、児相の人員体制を抜本的に強化すること。なお、国は、平成 30 年 12 月「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」を定めて、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司、保健師等の増員や、弁護士配置等も求めている。また、令和元年改正法においても児相の体制強化策が盛り込まれている。県は、国の新プランや令和元年改正法を踏まえ、上記職種に限らず、早急に県としての人員体制強化の具体策を示して実現を図ること。」

これらの記述を参照すると、「児童福祉司の配置」は、主に人員体制強化について言及するものであることがわかる。また、その内容としては、人手不足を背景に現職員の多忙を問題点として、人員の増員を提言するものであった。

「職員の専門性向上」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「県においては、リスクアセスメントや家族関係のアセスメントなど児相や市区町村職員のアセスメント能力を向上させるため、専門性確保と資質向上のための研修の実施など引き続き人材育成に努めることが重要である。」

「市区町村の相談対応力強化には、研修の継続が不可欠であり、各市区町村が実施する研修に加え、市区町村支援の役割を担う府が研修を実施する必要がある。現在、府は、義務研修である要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を市区町村職員スキルアップ研修と兼ねて実施しており、調整担当者以外の市区町村職員含め、多くの市区町村担当者が受講している。さらに、令和元年度より指導者としての役割を担う職員を対象に、市区町村スーパーバイザー研修を実施し、実践的な知識や援助技術の習得を支援している。」

「職員の専門性向上」では、職員の専門性向上が虐待防止において重要であることが改めて確認されると共に、その方法として継続的な研修や研修機会の増加が必要であることが提言されていた。

「役割分担の明確化」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「関係機関の役割分担を明確にし、適切な家庭支援指導を行うため、個別ケース検討会議を定期又は随時に開催する必要がある。」

「個別ケース検討会議の中で、全体の進行管理、運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う主担当機関を決定すること。主担当機関を決定することで責任の所在が明確となり、ケース把握にぶれがなく支援していくことができる。」

提言コードの示す通り、関係機関の役割分担を明確にすることが提言として述べられていることがわかる。また、「役割分担の明確化」は「会議開催」の提言コードとも関連があり、個別ケース検討会議等の役割分担の明確化における重要性が言及されていることがわかる。

「体制構築」が出現する記述としては、次のようなものがあった。

「特に、特定妊婦や要支援家庭については、早期に要保護児童対策地域協議会を活用して見守り体制を構築し、継続したきめ細かな支援を行う必要がある。」

「児童虐待に対しては、児相が実効性ある組織として機動的に動かなければその防止は図れない。名古屋市では、平成22年度に児相を2か所とし、さらに平成24年度から、中央・西部の各児相に緊急介入班を設置して、危険度・緊急度が高く緊急一時保護が必要なケースを中心に初期対応を行う体制を強化する努力をしている。このような取り組みについては

一定の評価ができるものの、児童虐待を防止するには児相としてどんな体制が必要なのかを継続的に検討し、改善を積み重ね、構築していく必要がある。特に、援助方針会議以降の担当児童福祉司の判断のフォローアップ体制を形骸化させないことが重要である。」

これらの記述から、「体制構築」は見守り体制や支援体制、対応の体制など、組織としての体制と素組織感の連携体制との両面において言及されているものであることがわかる。

以上、分析の結果、9つの提言の内容が提言コードから解釈された。課題コードと比較して提言コードが特徴的であったのは、「関係機関の連携」「会議開催」「役割分担の明確化」など、多くが機関間連携に係るものであった点である。このことは、虐待重大事例検証報告書においての検証結果として、関係機関の連携強化がしばしば提言なされ、すなわち、再発防止に向けた主要な課題である可能性を示している。また、具体的な内容としては「関係機関の連携」や「役割分担の明確化」において個別ケース検討会議の重要性が述べられていたことから、そうした連携において会議のあり方が鍵となっていることがわかる。

虐待種別毎に提言コードの出現数を見た結果、課題コードと比較して出現比率の異なりは見られなかった。具体的には、どの種別においても「関係機関の連携」「子ども・家庭支援」の比率が相対的に高い傾向があった。このことは、虐待種別によって課題として指摘される事項はある程度異なっても提言はそうではなく、提言において指摘される側面は比較的共通である可能性が示される。

また、年次との相関係数の算出の結果、「関係機関の連携」「体制構築」の二つの提言コードは、課題コードの結果と同様に強い関係ではないものの年々増加傾向にあると言える。課題の分析でも述べたように、虐待相談件数は年々増加傾向にあることが背景にある可能性がある。しかしながら、こうした組織強化の観点が増加しているのかを明らかにするためには、更なる検討が必要であろう。

3-4. 質的研究の総合考察

最後に、課題に関する結果と提言に関する全体的な結果に関して考察を行う。虐待死重大事例検証報告書の課題・提言に関する記述のテキスト化に基づく分析の結果、課題の記述では「関係機関の情報共有」「検討会議」「児童相談所の対応」「アセスメントの必要性」「支援の必要性」「一時保護解除」「本児の状況把握」の7つの課題コードが得られた。加えて提言の記述では「関係機関の連携」「会議開催」「児童相談所の対応」「子ども・家庭支援」「児童福祉司の配置」「職員の専門性向上」「要保護児童対策」「役割分担の明確化」「体制構築」の9つの提言コードが得られた。これらを総合してみると、「関係機関の情報共有(課題)」に対する「関係機関の連携(提言)」、「児童相談所の対応(課題)」に対する「児童相談所の対応(提言)」のように、多くは課題と提言の内容が対応する傾向にあることがわかる。つまり、課題として指摘される内容に対して、提言として指摘される内容はその課題を反映していると言えるだろう。しかし出現比率を見ると、課題コードは虐待種別によって出現傾向がやや異なる傾向が見られたが、提言コードはどの種別でも共通する傾向があり、「関係機関の連携」「子ども・家庭支援」が比較的多く出現していた。このことに鑑みれば、課題の指摘に対して対策が必要な側面は虐待種別によらずより焦点化されている可能性がある。

分析から得られた総合的な結果として、関係機関が情報共有等を通じた連携の重要性が課題・提言の両面において多く述べられていることがわかった。具体的には、課題コードについてはどの種別においても「検討会議」の出現率が高く、また、提言コードについては「関係機関の連携」の出現率が高かった。更に、各コードの出現についての年次的推移においては課題コードにおいて「関係機関の情報共有」、提言コードにおいては「関係機関の連携」の出現が増加傾向にあることが見出された。これらの結果を総合的に見ると、虐待相談件数が増加し関係機関の多忙化が進む中で、連携の重要性認識は益々高まっていることがわかる。

以上のように、虐待死重大事例検証報告書の課

題・提言の記述に対するテキストマイニングと量的分析の結果から、課題と提言のそれぞれはいくつかの内容に集約され、その出現状況には一定の傾向がある可能性が示された。このことは、虐待重大事例は低頻度で個別性が極めて高いと思われるものの、その事例のあり方には構造的な特徴があることを示している。例えば、会議のあり方に関する課題や適切な支援や相談の体制を構築する必要性はどの事例においても比較的共通に出現することから、そうした点において対策を強化することは虐待の種別を問わず有効であるかもしれない。こうした課題・提言はそれぞれの検証報告書内において個別に認識されてきたことだが、可能な限り多くの報告書を横断的に分析することによって、その全体的な傾向について把握できたといえる。しかし、こうした課題・提言の出現がどのような要因によって規定されるのか、分析の視点は多様にある。したがって、これらの知見を基盤として、分析・検討を更に進めていく必要があるだろう。

ただし、本研究は結果の解釈においていくつかの留意点および制約がある。まず、各課題・提言コードは単語のつながりと出現する記述の大凡を解釈したものであるため、必ずしも解釈された内容があることを示すものではない。他の文脈において出現している可能性もあり得る。加えて、課題コードでは7つ、提言コードでは9つの内容が特定されたものの、これらは高頻度で出現する可能性があることのみを示し、全ての課題・提言の内容を網羅したものではない。分析の視点によっては、より重要で注目すべき課題・提言の内容が潜在する可能性がある。更に、電子テキスト化の技術的制約から分析対象とした事例は限られている。これらの制約にしたがって、本研究で行った分析は検証報告書に書かれた内容の全容を把握したものではないことに留意されたい。総じて、虐待重大事例の様相を精緻に把握するためには、引き続き多様な視点と方法による報告書分析が求められる。

IV. 新生児死亡事例の分析

4-1. 目的

第2章と第3章では、検証報告書について全体的、統一的に分析し、その全体像について考察を行ってきた。一方で、第2章で行った量的分析におけるコード化は、検証報告書に付されたコードに基づいた特定の検証報告を抽出し、分析することを可能にした。例えば、「ネグレクト」による「死亡事例」のうち、保護者に何らかの「障害がある」事例を抽出したり、子どもが「乳幼児」だった場合に起きている「死亡事例」においてどのようなことが課題・提言として挙げられたのかというような分析である。すなわち、今回対象にした2008年度から2022年度の間に報告された検証報告を付したコードによってデータベース化されたことで、特定のテーマに基づいて事例発生の流れや課題、提言を分析することが可能になった。このことは、多くの検証報告の中から該当する事例を抽出する際の客観性を担保したり、複数の要因を基に事例を抽出ことを可能にする他、例えば「ネグレクト」による死亡事例と「身体的暴力」による死亡事例を比較し、課題や対策を検討することを可能にするといったように、従来の検証報告に基づいた一連の研究に比べ、系統的、かつ重層的な分析が可能になった。

そこで、本章では試行的に「新生児死亡事例」の「課題」、「提言」の内容についてテキストマイニングを用いた分析を行い、検証報告を基に得られる教訓についてまとめる。

4-2.方法

第3章でも述べたように、各検証報告書はおおむね「事例の経過」とそれに基づく「課題」の整理、さらに課題を基にした「提言」という3つの内容から構成されている。そこで第3章と同様に、検証報告書の内容のうち、特に「課題」と「提言」の内容についてテキストマイニングを用いた分析を行った。ただし、pdfファイルとして公開された検証報告書の中にはその文書の中か

らテキストデータとして抽出することが困難なものや、そもそも「事例の経過」「課題」「提言」という体裁をとっていないものもあるため、そうしたものを除外して分析対象とした。抽出されたテキストデータは余分な空白や改行などを削除したのち、文脈ごとにエクセルのセルに入力し、テキストマイニングによる分析を行った。テキストマイニングとはコンピュータを利用し、テキストデータから新しい知識を掘り起こす(mining)手法であり(サトウら、2019)⁵、自然言語処理とデータマイニングの手法を用いることで質的研究に数量化と視覚化を取り込んだ手法(藤井ら、2005)⁶である。本研究では、様々な領域でテキストマイニングによる研究に用いられる分析ソフトウェアである KH Coder3.0(樋口、2020)⁷を用いて分析を行った。

分析を行うにあたり、「課題」「提言」それぞれについて複合語の検出を行い、子ども家庭センターや児相などの固有名詞、リスクアセスメントや一時保護などの専門用語を強制抽出語に、和暦や月などを使用しない用語に設定した。また、母と母親と実母、児相と児相などの同一のものを表す語(同義語、表記揺れ)について KH Coder のプラグインである文錦®表記ゆれ&同義語エディター for KH Coder の機能を用いて該当語を統一する作業を「課題」「提言」についてそれぞれ行った。

4-3.結果

テキストマイニングの結果と考察について、「課題」の分析と「提言」の分析に分けて記載する。

4-3-1.「課題」の分析

1) 基礎統計量

分析の対象となった検証報告書は14件であり、形態素解析の結果、総抽出語は14,434語、異なり語数は1,458語、分析対象となった語(使用語)は1,156

⁵ サトウタツヤ、春日秀朗、神崎真実(2019) ワードマップ質的研究法マッピング特徴をつかみ、活用するために.新曜社.

⁶ 藤井美和、李政元、小杉考司(2005) 福祉・心理・看護のテキストマイニング入門中央法規出版.

⁷ 樋口耕一(2020) 社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して【第2版】 KH Coder オフィシャルブック、ナカニシヤ出版

語であった。

品詞の種類に関係なく、出現頻度を見てみると「母親」が 134 回、「支援」が 111 回、「妊娠」が 110 回といったような頻度で用いられていることが明らかになった(表4-1)。この時、例えば「支援」という語は「支援計画」

「支援制度」というような複合語としても用いられているが、先に示した強制抽出語等の処理において、「支援」という語の出現回数にはそうした複合語としての出現は含まれていない。

表 4-1 「課題」頻出語(上位)50 語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
母親	134	妊産婦	23
支援	111	望まない妊娠	23
妊娠	110	繰り返す	22
相談	82	困難	22
出産	80	受診	22
必要	80	問題	22
家庭	68	アセスメント	21
子ども	63	課題	21
医療機関	57	子ども家庭センター	21
関係機関	57	自宅出産	21
把握	47	情報	20
状況	44	保護者	20
対応	44	相談窓口	19
市	35	担当部署	19
関係	32	連携	19
機関	32	親	18
体制	27	抱える	18
本児	27	経過	17
リスク	26	高い	17
確認	26	状態	17
要保護児童対策地域協議会	26	父親	17
可能性	24	検討	16
市町村	23	産婦人科	16
児童相談所	23	事例	16
受ける	23	関わり	15

2) 共起ネットワーク分析

それぞれの語がどのような語との関連で出現しているかというパターン、文脈を明らかにするために抽出語の最小出現数を 10、最小文書数を 3、Jaccard 係数上位 90 と設定した共起ネットワーク分析を行った。

分析の結果を図 4-1 に示した。描写されている抽出語を示すノード(node)の数は 63、線(edge)で描写されている共起関係の数は 91、密度(density)は 0.047 であった。

療機関」が「妊産婦」の「健診」「受診」状況を「確認」するなど、「受診」状況に応じて連携することに関する課題が示されている。

サブグラフ 05 では「きょうだい」「家族全体」「含める」といった語が共起しており、新生児死亡事例ではあるが、「家族全体」、あるいは「きょうだい」を「含める(た)」「養育」環境、「養育」状況の把握に関する課題が示されている。

サブグラフ 06 では「市」「母子保健」「担当部署」「対応」といった語が共起しており、「市」の「母子保健」や生活保護、児童福祉の「担当部署」の「対応」上の課題が示されている。具体的な記載内容を見ると、具体的には虐待の認識を持つことや対応力を向上させることなどに関する課題への言及が見られる。

サブグラフ 07 では「気づく」「困難」という語が共起しており、「気づく」ことの「困難」さという課題を示すネットワークである。周囲が妊娠に「気づく」ことが「困難」であることや、妊婦としてのリスクに「気づく」ことが「困難」であるという課題などが含まれている。

サブグラフ 08 では「アセスメント」と「適切」という語が共起している。「アセスメント」の「適切」な実施という課題である。そしてそうした「アセスメント」の結果を基に

支援方針が定められるべきであったという課題が示されている。

サブグラフ 09 では「望まない妊娠」「踏まえる」という語が共起しており、「望まない妊娠」であることを踏まえて、関係機関で情報を共有することや実母の支援ニーズに注意深く目を向けることなどが課題として示されている。

4-3-2. 「提言」の分析

1) 基礎統計量

分析の対象となった検証報告書は 14 件であり、形態素解析の結果、総抽出語は 16,141 語、異なり語数は 1,543 語、分析対象となった語(使用語)は 1,253 語であった。

品詞の種類に関係なく、出現頻度を見てみると「支援」が 200 回、「必要」が 152 回、「家庭」が 99 回といったような頻度で用いられていることが明らかになった(表 4-2)。この時、例えば「支援」という語は「支援計画」「支援制度」というような複合語としても用いられているが、先に示した強制抽出語等の処理において、「支援」という語の出現回数にはそうした複合語としての出現は含まれていない。

表 4-2 「提言」頻出語(上位)50 語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
支援	200	指導	31
必要	152	周知	31
家庭	104	リスク	30
相談	99	関係	30
妊娠	90	検討	30
子ども	65	視点	30
医療機関	56	保護者	30
関係機関	54	虐待	29
連携	52	構築	29
対応	45	地域	29
把握	45	要保護児童対策地域協議会	29
相談窓口	43	情報提供	26
出産	40	福祉	26
状況	39	啓発	25
機関	37	特定妊婦	25
市町村	37	妊婦	25
望まない妊娠	37	学校	24
市町	35	広報	24
情報	35	子ども家庭センター	23
体制	35	実施	23
事例	33	適切	23
アセスメント	32	教育	22
児童	32	母子保健	22
児童相談所	32	家族	21
強化	31	確認	21

2) 共起ネットワーク分析

それぞれの語がどのような語との関連で出現しているかというパターン、文脈を明らかにするために抽出語の最小出現数を 10、最小文書数を 3、Jaccard 係数上位 110 と設定した共起ネットワーク分析を行った。

分析の結果を図 4-2 に示した。描写されている抽出語を示すノード(node)の数は 86、線(edge)で描写されている共起関係の数は 121、密度(density)は 0.033 であった。

最も大きなネットワークを構成したサブグラフ 01 では使用頻度が高い「支援」「必要」「家庭」「子ども」「市町村」「相談」を中心に「妊娠」「関係機関」「医療機関」「要保護児童対策地域協議会」などの語が共起している。「産婦人科」を中心とする「医療機関」では「妊産婦」への支援を行う中で「児童相談所」や「市町村」に

対して「特定妊婦」に関する「情報提供」に努める必要性についての提言見られる他、「医療機関」と「関係機関」が「連携」を「強化」し、「子ども」や「家庭」「保護者」の「状況」を「確認」したり、「把握」したりする「支援」の必要性についても提言されている。また、そうした中で「保護者」と「関係」を「構築」したり、「支援」「体制」を「構築」したりする必要性についても言及されている。そしてそうした「支援」を「要保護児童対策地域協議会」において「検討」する必要性についての言及もみられる。このように「妊娠」「出産」期の「保護者」「家庭」に対する「相談」「支援」体制を「医療機関」「児童相談所」「市町村」「関係機関」「要保護児童対策地域協議会」という場で構築していくことに関する提言が示されている。

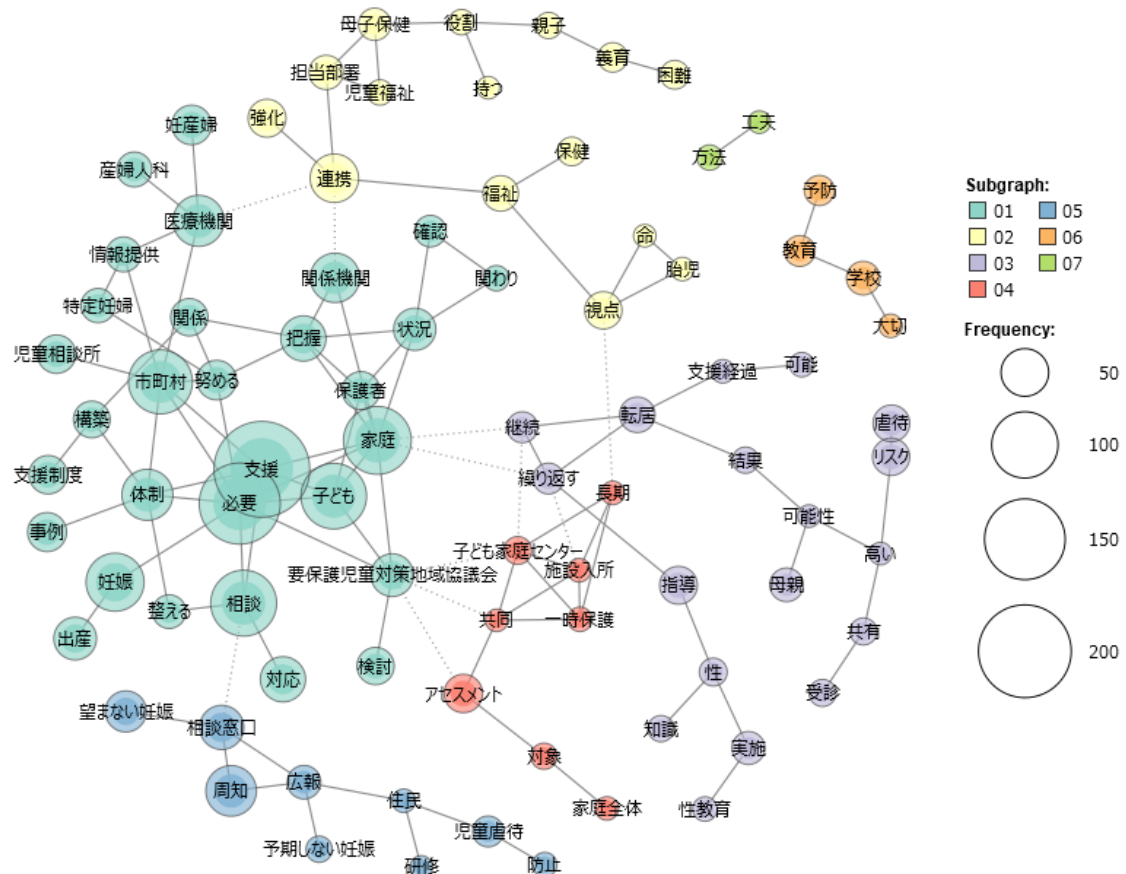


図 4-2 共起ネットワーク

次に大きなネットワークを構成したサブグラフ 02 では「連携」「福祉」「担当部署」「児童福祉」「母子保健」「強化」といった語が共起している。「養育」に「困難」を抱えている「親子」に対して「母子保健」「児童福祉」の「担当部署」が「連携」を「強化」しながら支援していくこと、「胎児」の「命」を守るという観点から「保健」「福祉」、及び「医療機関」が「連携」することに関する提言が示されている。

続くサブグラフ 03 では「虐待」「リスク」「転居」「指導」「繰り返す」といった語が共起している。「虐待」の「リスク」が高い「母親」の「受診」に関する情報を「共有」することや、「転居」を「繰り返す」「家庭」に対して「一時保護」や「施設入所」も視野に入れながら「継続」した「性教育」などの「指導」を行うことに関する提言を示すネットワークである。またサブグラフ 04 では「アセスメント」「子(こ)ども家庭センター」「一時保護」「施設入所」「共同」といった語が共起している。「要保護児童

対策地域協議会」や「子(こ)ども家庭センター」が「家庭全体」を「対象」として「共同」で「アセスメント」を実施することや、「転居」を「繰り返す」「家庭」に対して「一時保護」や「施設入所」を含めた「長期」的な支援を行うことについての提言が示されている。サブグラフ 03 と 04 の二つのネットワークは「妊産婦」に限らず、ハイリスクな家庭、母親については「長期」的、「継続」的な支援の必要性についての提言がなされていることを示している。

サブグラフ 05 では「周知」「相談窓口」「望まない妊娠」「予期しない妊娠」「広報」といった語が共起している。「望まない妊娠」「予期しない妊娠」に関する「相談窓口」の「周知」「広報」、あるいは「住民」に対して「児童虐待」「防止」を「周知」「広報」することについての提言が示されている。新生児死亡事例においては「望まない妊娠」「予期しない妊娠」に関する「相談窓口」を広く「周知」する必要があることについての提言

がなされていることが示されている。

サブグラフ 06 では「学校」「教育」「予防」「大切」という語が共起している。「学校」における「予防」「教育」の「大切」さに関する提言が示されている。若年妊娠とも関係する「望まない妊娠」「予期しない妊娠」を防ぐためには、多くの若者にアクセス可能な「学校」「教育」という機会を活用するということについての提言であろう。

サブグラフ 07 で「工夫」と「方法」が共起している。内容としては「相談」「方法」や「周知」「方法」に関する「工夫」を求める提言を示している。ただし、その「工夫」について具体的な内容についての提言は少なく、多くが「工夫」する必要性に言及するものである点に留意すべきだろう。

4-4. 考察

4-4-1. 「課題」と「提言」の内容の比較

テキストマイニングの結果から、新生児死亡事例に関する検証報告の中で「課題」とされていたことは、以下の点に整理される。

- ・児相におけるリスクの認識
- ・要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関が連携した支援体制の整備
- ・医療機関における妊産婦健診受診状況の把握とそれに基づいた連携
- ・母子保健を中心に、生活保護、児童福祉などの担当部署の連携協働や対応力
- ・妊娠に関する相談窓口の周知
- ・ハイリスク事例(繰り返される自宅出産、DV)に対する子ども家庭センターを中心とした継続的な支援や見守りの実施
- ・妊産婦の家庭状況の把握と関係機関での情報共有
- ・きょうだい児を含めた家族全体の養育状況の把握
- ・気付きにくい事例への対応
- ・適切なアセスメントの実施
- ・臨まない妊娠であることを踏まえた対応

では、こうした事例の検証を通して得られた「課題」に対して、どのような「提言」が行われたのだろうか。新生児死亡事例に関する検証報告の中で「提言」とされていたことは、以下の点に整理されるだろう。

- ・医療機関と児相、市区町村、関係機関との間で妊産婦に関する情報が共有され、適切な支援が提供されるような連携協働
- ・保護者との関係構築
- ・支援体制の構築
- ・保健、福祉、医療の連携強化
- ・ハイリスクな(転居、妊娠出産を繰り返す)母親の受診状況の共有や一時保護、施設入所等を視野に入れた継続的支援
- ・家庭全体を対象としたアセスメントの実施
- ・望まない妊娠、予期しない妊娠に関する相談窓口の周知
- ・学校における予防教育の実施
- ・相談体制や啓発に関する工夫

これらテキストマイニングの結果をもとに「課題」と「提言」に示された内容を比較してみると、医療機関や児相をはじめとする関係機関間の情報共有や連携、協働については「課題」に対応する形で多く「提言」の中にも含まれている。また、ハイリスク事例についての支援において「課題」とされた継続的な支援、見守りの実施ということについて、一時保護や施設入所なども活用することでそれを実現するような「提言」が示されている。アセスメントについては、これも「課題」を踏襲するような形で家族全体に目を向けたアセスメントの実施が提言されている。また、「提言」では相談窓口の周知や学校における予防教育に関する言及が見られるが、これは発見が難しい事例への対応、予防的取り組みを意識した提言と言えるだろう。このように「課題」と「提言」を照らし合わせてみると、おおむね「課題」とされた内容に対応するように「提言」が行われていることがわかるが、児相におけるリスクの認識

という課題については今回の分析結果を見る限りは「提言」の中に顕著にその内容を見ることはできない。

4-4-2. テキストマイニングの限界

テキストマイニングは一定の使用頻度がある語同士のつながりを分析するものである。しかし、今回分析の対象とした検証報告書は、個々の検証報告書に目を通すとわかる通り、児童虐待事例の中でも極端、あるいは特異的と表現できるような事例を対象にした検証報告である。したがってそれぞれが非常に個性が高いものであり、そこから共通要因を見出しながら分析、検証をしようとするテキストマイニングの手法ではその個性や特異性が十分に拾い切れていない可能性が否定できない。また、データ化の段階で様々な工夫を施したとはいえ、検証報告の中で用いられた語の多様さ(例えば地域によって機関の名称が異なること、あるいは機関間の役割分担が異なることなど)を十分に担保する形で分析を行うことには限界がある。したがって、本報告の内容はあくまでも「新生児死亡事例」に関する検証報告の全般的傾向の一部を捉えたに過ぎないということには十分留意する必要がある。こうした限界、課題に対して個々の検証報告の詳細を事例研究的に検証したり、当該検証報告の舞台となった自治体に対してインタビュー調査を実施するなどして、より個別的な理解に努める必要があるだろう。個々の検証報告を検証する、あるいはインタビュー調査を実施する際、本分析結果がひとつの指標としての役割を果たせると考える。

V. 保護歴のある事例の分析

5-1. 目的

死亡事例の中には死亡に至るより前に一時保護所や施設、里親家庭に保護された経験を持つ子どもに関する事例もある。児相や児童養護施設、里親家庭など、児童虐待防止に関する支援ネットワークが関わる機会を持ったにもかかわらず、虐待死を防ぐことができなかった事例である。換言すれば、そうした支援ネットワークが関わる機会なく死に至った事例に比べると防ぎ得た虐待死事例といえるかもしれない。ところが、先述のような検証報告を基にした検討において、当該児童が児童福祉施設や里親家庭、あるいは一時保護所に保護された経験があるかどうかという観点からの検証は行われていない。そこで本章では、一時保護所や施設、里親家庭に保護された経験を持つ子どもの虐待死事例の特徴となどのようなものなのか、あるいはそうした事例に特徴的な課題があると認識されているのか、またそれに対する提言が行われているのかを分析し、保護歴がある子どもの虐待死を未然に防ぐ方策について検討する。

5-2. 量的分析

まずは、保護歴のある事例に関する量的分析の結果を示す。分析対象とした2008年～2022年の間に報告された検証報告は236件であったが、そのうち、事例の対象児が里親家庭や施設への措置、もしくは一時保護をされたことが把握できたものを「保護歴有」事例としたが、その事例数は59例(25.0%)であった。年次推移をみると、多い年にはその年の検証報告の4割以上を占めることもあったが、逆に1件も「保護歴有」事例が報告されていない年も見られた。全体的な傾向としては微減傾向にある(図5-1)。

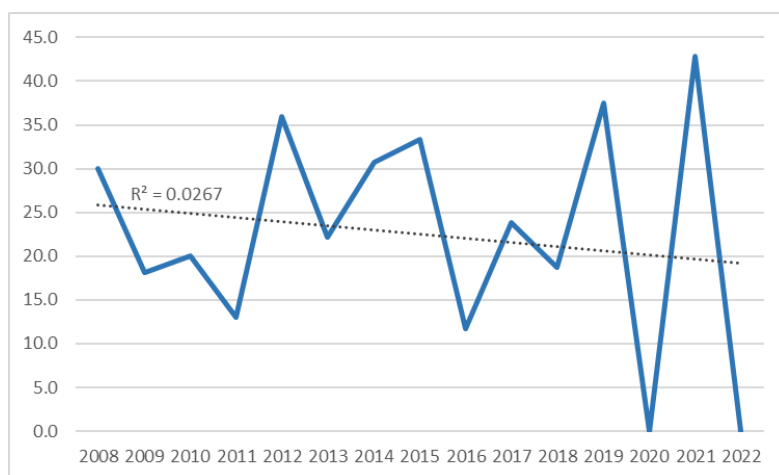


図 5-1.保護歴のある事例の年次推移

「保護歴有」事例とそうでない事例それぞれの虐待種別に目を向けると、「保護歴有」事例では新生児死亡や無理心中、被害児童自殺が0件である他、ネグレクトもそうでない事例に比べて少ない傾向が示された一方で、無理心中や身体的虐待が多く、特に、身体的虐待についてはそうでない事例が 57.0%であるのに対して、75.9%と特に高い値を示し、「保護歴有」事例ではそうでない事例に比べると身体的虐待による死

亡が多い傾向にあることが明らかになった(図 5-2)。また、「保護歴有」事例では保護者(加害者)に精神疾患がある場合には特に無理心中に至っているケースが多いことがわかる。また「保護歴有」事例では性虐待があったケースがそうでない事例に比べて顕著に多いことにも留意する必要があるだろう。加害者の属性としては「保護歴有」事例ではそうでない事例に比べ、実父や継母・養母の割合が高い傾向が見られた。

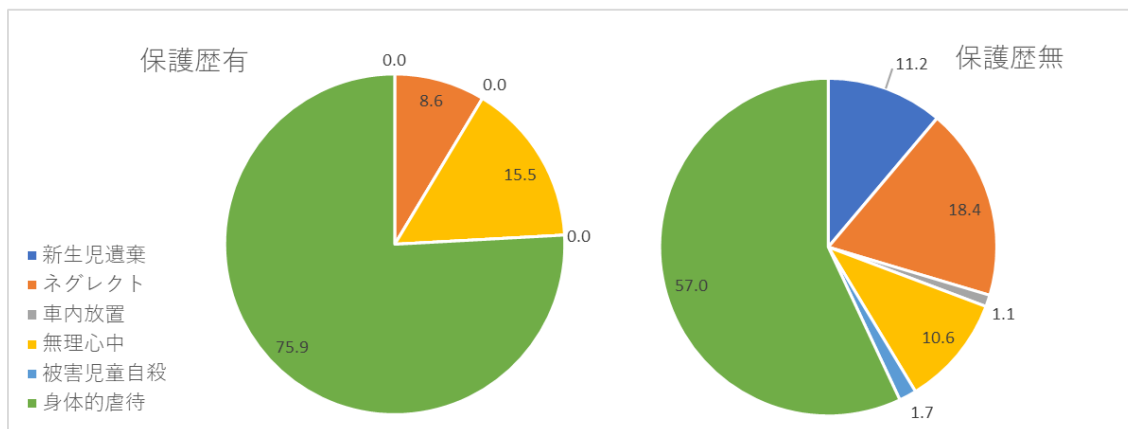


図 5-2.保護歴のある事例と保護歴のない事例の比較

被害児の死亡時の年齢については「保護歴有」事例ではそうでない事例に比べて年齢が高いことが示された($t=4.37$, $p<.001$, $d=.661$)が、これは「保護歴有」事例には新生児死亡事例が含まれないことの影

響が大きいものと考えられる。その他、被害児の性別や障害・疾患の有無については「保護歴有」事例とそうでない事例間で統計的な有意差は認められなかった。

また事例経過の中で自治体をまたぐ移動(自治体間移動)が見られたケースは統計的な有意差は見られないものの、やや多い傾向にあることが示された。さらに事例経過の中で虐待通告がなされていたケースは「保護歴有」事例では全ケースのうち 67.2%が虐待通告がなされていたのに対して、そうでないケースでは 40.8%に留まっていた他、関与した機関数についても「保護歴有」事例ではそうでない事例に比べて統計的に有意に多いことが示され($t=5.52$ 、 $p<.001$ 、 $d=.837$)、「保護歴有」事例は死亡に至るまでの間に虐待のリスクが周囲に認知されており、何らかの支援ネットワークの中に位置づけられ、複数の支援機関がかかわっていたにもかかわらず、子どもの死という最悪の結果を招くに至ったケースであることがわかる。

こうした特徴を持つ「保護歴有」事例において、検証報告ではどのようなことが課題と位置付けられ、改善に向けてどのような提言がなされたのだろうか。

5-3.質的分析の方法

本章でも、第3章及び第4章と同様、検証報告書の内容を「事例の経過」「課題」「提言」の3つに分け、「課題」と「提言」の内容についてテキストマイニングを用いた分析を行った。ただし、pdfファイルとして公開された検証報告書の中にはその文書の中からテキストデータとして抽出することが困難なものや、そもそも「事例の経過」「課題」「提言」という体裁をとっていないものもあるため、そうしたものを除外して分析対象とした。抽出されたテキストデータは余分な空白や改行などを削除したのち、文脈ごとにエクセルのセルに入力し、テキストマイニングによる分析を行った。テキストマイニングとはコンピュータを利用し、テキストデータから新しい知識を掘り起こす(mining)手法であり(サトウら、2019)⁸、自然言語処理とデータマイニングの手法を用いることで質的研究に数量化と視覚化を取り

込んだ手法(藤井ら、2005)⁹である。本研究では、様々な領域でテキストマイニングによる研究に用いられる分析ソフトウェアである KH Coder3.0(樋口、2020)¹⁰を用いて分析を行った。

分析を行うにあたり、「課題」「提言」それぞれについて複合語の検出を行い、子ども家庭センターや児相などの固有名詞、リスクアセスメントや一時保護などの専門用語を強制抽出語に、和暦や月などを使用しない用語に設定した。また、母と母親と実母、児相と児相などの同一のものを表す語(同義語、表記揺れ)について KH Coder のプラグインである文錦®表記ゆれ & 同義語エディター for KH Coder の機能を用いて該当語を統一する作業を「課題」「提言」についてそれぞれ行った。

5-4.結果

テキストマイニングの結果と考察について、「課題」の分析と「提言」の分析に分けて記載する。

5-4-1.「課題」の分析

1) 基礎統計量

分析の対象となった検証報告書は 49 件であり、形態素解析の結果、総抽出語は 84、172 語、異なり語数は 3、628 語、分析対象となった語(使用語)は 3、055 語であった。

品詞の種類に関係なく、出現頻度を見ると「子ども」が 896 回、「児童相談所」が 578 回、「母親」が 543 回といったような頻度で用いられていることが明らかになった。この時、例えば「子ども」という語は「本児」「児童」と表記されている場合もあるがそれらは同義語と見なし「子ども」に包含されるように設定した一方で、「支援計画」「支援制度」というように「支援」を含む複合語としても用いられている場合には「支援」という語の出現回数にはそうした複合語としての出現は含ま

⁸ サトウタツヤ、春日秀朗、神崎真実(2019) ワードマップ質的研究法マッピング特徴をつかみ、活用するために.新曜社.

⁹ 藤井美和、李政元、小杉考司(2005) 福祉・心理・看護のテキストマイニング入門中央法規出版.

¹⁰ 樋口耕一(2020) 社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して【第2版】KH Coder オフィシャルブック、ナカニシヤ出版

れていない。

2) 階層的クラスター分析

階層的クラスター分析では出現パターンの近似性からクラスターが作成され、デンドログラムが表示される。各クラスターを1つの概念と見なし、デンドログラムを参照しながら各クラスターに属する頻出語の内容を検討することによって、「課題」の概要を捉えることを試みた。集計単位を文、最小出現数を30回、最小文書数を5、方法はWard法とし、距離はJaccard係数を用いた。最終的なクラスター数は併合水準を参照し13とした。

クラスター1は「子ども」「母親」「児童相談所」「支援」といった語から構成されるクラスターで、児相におけるアセスメントと必要な支援に関する情報の共有に関する課題が含まれている。

クラスター2は「保護者」「虐待」「アセスメント」「状況」「一時保護」といった語から構成されるクラスターで、世帯の状況把握と虐待可能性のアセスメントに関する課題が含まれている。

クラスター3は「家庭」「状況」「把握」「兄弟(きょうだい)」といった語から構成されるクラスターで、家族状況の包括的把握によるリスクアセスメントに関する課題が含まれている。

クラスター4は「父親」「問題」「認識」「養育」といった語から構成されるクラスターで、家庭内暴力を含めた父親の理解や養育の困難さの理解を踏まえた介入に関する課題が含まれている。

クラスター5は「保育所」「家庭復帰」「施設」「入所」「措置解除」といった語から構成されるクラスターで、措置の適切な管理と移行プロセスに関する課題が含まれている。

クラスター6は「児童福祉司」「指導」「措置」から構成されるクラスターで、児童福祉司による指導や措置に関する課題への言及を表している。

クラスター7は「対応」「相談」「体制」「児童虐待」といった語から構成されるクラスターで、継続的な相談対応、組織的対応に関する進行管理に関する課題が含

まれている。

クラスター8は「医療機関」「妊娠」「出産」といった語から構成されるクラスターで、妊娠期の健康管理と適切な医療機関の利用に関する課題が含まれている。

クラスター9は「開催」「個別ケース検討会議」から構成されるクラスターで、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催するという課題への言及を表している。

クラスター10は「会議」「決定」「方針」といった語から構成されるクラスターで、各種会議における明確な役割分担と援助方針の策定に関する課題が含まれている。

クラスター11は「要保護児童対策地域協議会」「連携」「情報共有」「地域」といった語から構成されるクラスターで、要保護児童対策地域協議会の活用など地域における連携、情報共有に関する課題が含まれている。

クラスター12は「確認」「家庭訪問」「連絡」「受ける」「転居」といった語から構成されるクラスターで、家庭との連絡と安全確認に関する課題が含まれている。

クラスター13は「適切」「課題」「検討」「役割」「記録」といった語から構成されるクラスターで、支援方針の検討と調整プロセスに関する課題が含まれている。

5-4-2.「提言」の分析

1) 基礎統計量

分析の対象となった検証報告書は49件であり、形態素解析の結果、総抽出語は83,828語、異なり語数は3,543語、分析対象となった語(使用語)は3,046語であった。

品詞の種類に関係なく、出現頻度を見ると「必要」が793回、「行う」が718回、「子ども」が614回、「児童相談所」が596回、「支援」が561回といったような頻度で用いられていることが明らかになった。「課題」の分析と同様に、この時、例えば「子ども」という語は「本児」「児童」と表記されている場合もあるがそれらは同義語と見なし「子ども」に包含されるように設定した一方で、「支援計画」「支援制度」というように「支援」

を含む複合語としても用いられている場合には「支援」という語の出現回数にはそうした複合語としての出現は含まれていない。

2) 階層的クラスター分析

階層的クラスター分析では出現パターンの近似性からクラスターが作成され、デンドログラムが表示される。各クラスターを1つの概念と見なし、デンドログラムを参照しながら各クラスターに属する頻出語の内容を検討することによって、「課題」の概要を捉えることを試みた。集計単位を文、最小出現数を30回、最小文書数を5、方法はWard法とし、距離はJaccard係数を用いた。最終的なクラスター数は併合水準を参照し14とした。

クラスター1は「必要」「行う」「児童相談所」「子ども」「対応」といった語から構成されるクラスターで、子どもと保護者に焦点を当てた虐待事例への地域支援体制の改善に関する提言が含まれている。

クラスター2は「対応」「自治体」「関係機関」「情報」「連携」「要保護児童対策地域協議会」といった語から構成されるクラスターで、情報共有と自治体・関係機関との連携協力の強化に関する提言が含まれている。

クラスター3は「児童福祉司」「担当」「業務」「スーパーバイザー」といった語から構成されるクラスターで、児相児童福祉司の専門性向上、及びスーパーバイズ体制整備に関する提言が含まれている。

クラスター4は「職員」「研修」「図る」「強化」「専門性」「向上」といった語から構成されるクラスターで、専門職の専門性の向上と虐待対応に関する取り組みの充実にに関する提言への言及を表している。

クラスター5は「地域」「学校」「見守る」「保育所」といった語から構成されるクラスターで、学校・保育所を含めた地域連携強化に関する提言が含まれている。

クラスター6は「確認」「内容」「具体的」「個別ケース検討会議」「開催」といった語から構成されるクラスターで、要保護児童対策地域協議会における定期的な個別ケース検討会議の実施と進行管理に関する提言が含まれている。

クラスター7は「十分」「役割」「機能」「認識」「担当者」といった語から構成されるクラスターで、関係機関担当者の役割調整と共通認識の確立に関する提言が含まれている。

クラスター8は「調査」「安全確認」「家庭訪問」「虐待通告」といった語から構成されるクラスターで、虐待通告の受理から速やかな安全確認と調査への展開に関する提言が含まれている。

クラスター9は「努める」「児童福祉」「福祉」「乳幼児」「母子保健」といった語から構成されるクラスターで、児童福祉と母子保健の連携に関する提言が含まれている。

クラスター10は「検討」「医療機関」「転居」「情報提供」「踏まえる」といった語から構成されるクラスターで、医療機関・警察からの情報や転居情報を踏まえた対応に関する提言が含まれている。

クラスター11は「一時保護」「リスク」「視点」「安全」といった語から構成されるクラスターで、専門性に基づいたリスクアセスメントによる迅速かつ的確な安全確保に関する提言が含まれている。

クラスター12は「指導」「家庭復帰」「生活」「施設」といった語から構成されるクラスターで、家庭復帰後の継続的指導に関する提言が含まれている。

クラスター13は「子育て」「母」「本児」といった語から構成されるクラスターで、父の存在を考慮した母子支援に関する提言が含まれている。

クラスター14は「アセスメント」「家族」「可能性」「養育」といった語から構成されるクラスターで、家族環境の変化に関するアセスメントと緊急事態を想定した対応に関する提言が含まれている。

5-5. 考察

「保護歴有」の死亡事例とは、過去に一時保護や施設等への措置経験がある子どもの虐待死亡事例であり、すべてのケースは児相をはじめとする児童虐待防止に係る期間等と過去に何らかのかかわりがあった事例である。そうした観点から「保護歴有」事例はそこに何らかのリスクがあることが顕在化した事例であ

ると表現することもできるであろうし、子ども家庭福祉にかかわる支援者、専門家としては防ぎ得た虐待死亡事例であると感じられることも多いかもしれない。しかし実際には保護された子どもたちのうち、こうして死亡事例として検証されるに至るケースはごく一部であり、その他のケースでは様々な困難もありながら支援が継続していたり、無事に終結を迎えることができています。では、そうした事例と死亡に至ってしまった事例との間にはどのような差異があり、それを防ぐために何ができただろうか。

まず「保護歴有」事例の特徴として子どもの年齢はそうでない事例に比べて高く、虐待の加害者は実父母である場合が全体の85%以上を占め、特に保護歴がない死亡事例に比べると実父が加害者となっているケースの割合が高いという特徴がある。そして死亡に至るまでの経緯の中で何らかの形で虐待通告がなされている事例が保護歴がない死亡事例に比べると非常に多く、事例に関与している機関数も多い。そして死亡に至った理由としてはおよそ75%が身体的虐待、15%が無理心中であるという特徴がある。

こうした「保護歴有」事例について検証報告では13のクラスターに分類される「課題」が抽出されたが、その内容をさらに整理してみると、例えば「世帯の状況把握と虐待可能性のアセスメントに関する課題(CL2)」「家族状況の包括的把握によるリスクアセスメントに関する課題(CL3)」「家庭内暴力を含めた父親の理解と養育の困難さの理解を踏まえた介入に関する課題(CL4)」「家庭との連絡と安全確認に関する課題(CL12)」は家庭・家族に対するアセスメントや継続的な支援に関係する課題であり、父親の暴力性を含めて家族に内在するリスク要因、虐待の可能性などを包括的に把握することや時間的推移の中で家庭と連絡を取り続け、安全確認を行っていくという課題であると整理できるだろう。また「児相におけるアセスメントと必要な支援に関する情報の共有に関する課題(CL1)」「措置の適切な管理と移行プロセスに関する課題(CL5)」「児童福祉司による指導や措置に関する課題(CL6)」「支援方針の検討と調整プロセスに関する課題

(CL13)」は先の家族に対するアセスメントを基にした適切な措置、指導・支援の継続に関する判断やその進捗を管理すること、あるいはそうした業務を遂行するための児童福祉司の専門的力量に関する課題であると整理できるだろう。さらに「要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催するという課題(CL9)」「要保護児童対策地域協議会の活用など地域における連携、情報共有に関する課題(CL11)」は、要対協の機能的運営を中心に、地域での連携協働、情報共有に関する課題であり、「妊娠期の健康管理と適切な医療機関の利用に関する課題(CL8)」は医療保健分野の課題、あるいは医療保健分野と福祉領域の連携に関する課題であると言えるだろう。そして「継続的な相談対応、組織的対応に関する進行管理に関する課題(CL7)」「各種会議における明確な役割分担と援助方針の策定に関する課題(CL10)」は児相や要対協など児童虐待防止や介入において中心的な役割を担う機関において、組織内、組織間で有効な役割分担、情報共有を行っていく際の会議の持ち方に関する課題、進行管理を行う組織運営上の課題であると整理できるだろう。このように、過去に一時保護や施設等措置の経緯がある「保護歴有」事例であるため、家族に関するアセスメント、そしてその内容に基づいて一時保護や措置解除の判断を大なうなどの児相の動きの他、地域における見守り体制の整備についても大きな課題があることが示唆されている。

一方、「提言」の内容に目を向けると、「専門性に基づいたリスクアセスメントによる迅速かつ的確な安全確保に関する提言(CL11)」「家庭復帰後の継続的指導に関する提言(CL12)」「父の存在を考慮した母子支援に関する提言(CL13)」「家族環境の変化に関するアセスメントと緊急事態を想定した対応に関する提言(CL14)」は家庭・家族に対するアセスメントや継続的な支援に関係する課題に対応する提言だと言えるだろう。「児相児童福祉司の専門性向上、及びスーパーバイズ体制整備に関する課題(CL3)」「虐待通告の受理から速やかな安全確認と調査への展開に関する提言(CL8)」は適切な措置、指導・支援の継続に関する

判断やその進捗を管理すること、あるいはそうした業務を遂行するための児童福祉司の専門的力量に関する課題に対応する提言だと言えるだろう。また、「子どもと保護者に焦点を当てた虐待事例への地域支援体制の改善に関する提言（CL1）」「情報共有と自治体・関係機関との連携協力の強化に関する提言（CL2）」「専門職の専門性の向上と虐待対応に関する取り組みの充実に関する提言（CL4）」「学校・保育所を含めた地域連携強化に関する提言（CL5）」「要保護児童対策地域協議会における定期的な個別ケース検討会議の実施と進行管理に関する提言（CL6）」「関係機関担当者の役割調整と共通認識の確立に関する提言（CL7）」「児童福祉と母子保健の連携に関する提言（CL9）」「医療機関・警察からの情報や転居情報を踏まえた対応に関する提言（CL10）」は要対協の機能的運営を中心に、地域での連携協働、情報共有に関する課題、医療保健分野の課題、あるいは医療保健分野と福祉領域の連携に関する課題、そして組織内、組織間で有効な役割分担、情報共有を行っていく際の会議の持ち方に関する課題、進行管理を行う組織運営上の課題への横断的な対応を示した提言と言えるだろう、すなわち、要対協を中心とした地域関係機関の連携協働、あるいは医療保健分野と福祉領域の連携を包含した地域連携に関する提言、あるいは児相を含む関係機関職員の専門性向上に関する提言とまとめることができるだろう。

先述したように「保護歴有」事例においては実父母、特に実父が加害者になるケースが高い特徴があるため、家庭・家族に対するアセスメントや継続的な支援は重要な意味を持つ。また虐待通告の割合も高く、多くの機関がすでに関与している場合も少なくないため、

関係機関が連携協働することはもちろん、ケースの推移を見ながらリスクアセスメントを重ね、どのようなタイミングで支援したり、介入したりするかという見極め、ケースの進行管理が重要な意味を持つ。課題や提言でもこうしたことに関する言及がみられる点は保護歴があるという特徴を反映していると推察される。また、課題に示された内容は児相、要対協を中心とした地域、医療保健分野といったように、個々の領域の課題に言及するものが多かったのに対して、提言では個々の領域に対する提言も含みつつ、領域横断的な提言が多いように思える。このように保護歴がある死亡事例の検証報告からは、虐待発生の背景要因である家族、特に父親の暴力性や母親の育児負担に関するリスクアセスメントと、すでにかかわりがある関係機関が役割分担をしながら関わり続ける支援の進行管理、そして地域の関係機関が領域横断的に情報共有をしつつ連携協働の促進が虐待死の未然防止に向けた重要な方策となることが示唆された。

一方で、量的分析からは「保護歴有」事例は身体的虐待による死亡事例と無理心中による死亡事例に大別されることが示唆されており、テキストマイニングについてもこの2つに分けた分析を行うと、より詳細な課題と提言が抽出できたかもしれない。無理心中に関しては分析対象となる事例数が少なくなるという課題はあるが、より詳細な分類に基づいた分析に基づいた検討を今後の課題としたい。

VI. 知的所有権の取得状況

特になし